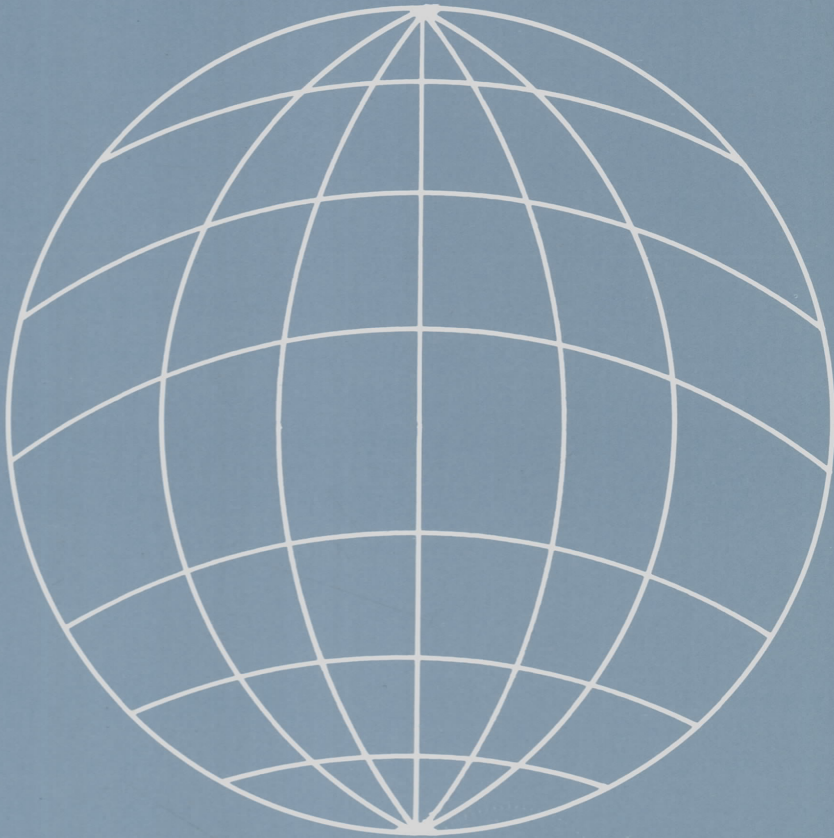


海外社会保障情報

No. 66

June 1984



社会保障研究所

アメリカの年金制度

—1983年の大改正を経て—

府川哲夫

(厚生省大臣官房政策課)

1. アメリカの社会保障
2. 年金制度の改革
3. OASDIの概要

1. アメリカの社会保障

アメリカにおける所得保障の中心は、1935年の社会保障法によって創設された老齢遺族障害保険(OASDI)である。今日、OASDIの受給者は3,600万人を数え、高齢者の94%以上がこの制度から老齢年金を受けている。一方、OASDIには1億1,600万人の就業者が社会保障税(保険料)を拠出しており、これは例えば18~64歳人口の83%に相当している。

(1) 社会保障の歴史

アメリカの社会保障は1935年に制定された社会保障法にさかのぼる。当初の社会保障法は、老齢保険、失業保険、公的扶助、福祉サービスの4つの分野から構成されていた。老齢保険についていえば、保険料拠出が1937年から、給付は1940年から開始されている。また、1939年には遺族給付が、

1956年には障害給付が加わり、老齢遺族障害保険(OASDI)となった。さらに1965年には老人健康保険(メディケア)が創設され、これとOASDIを合わせてOASDHIと呼ばれている。メディケアは65歳以上の老人、障害者等を対象とする連邦政府の医療保険制度であり、強制適用の病院保険(パートA)と任意加入の補足的医療保険(パートB)とに分かれている。

同じく1965年の社会保障法改正によって、メディケアとともにアメリカの公的医療制度のもう一つの柱となっている医療扶助制度(メディケイド)が作られた。これは、低所得者(SSI又はAFDCの受給者…後述)を対象に、連邦からの補助により各州が実施する医療扶助制度である。1972年の社会保障法改正では、高齢者、盲人、障害者のための主要な福祉制度であった老齢扶助、盲人扶助及び障害者扶助が所得補足保障(SSI)という一つの制度にきり替えられた。

メディケイドやSSIのほか、公的扶助の主要な制度として、AFDC(被扶養児童を有する家庭への扶助)、食料切符の支給、などがある。AFDCは児童を扶養

する低所得家庭に対し、各州が定める支給基準の下に、連邦と州の共同の費用負担で給付が行われる制度である。一方、食料切符は貧困家庭に対し、収入と世帯規模に応じて毎月食料切符を支給する制度で、給付に要する費用は全額連邦が負担している。

以上のような発展を経て、今日の社会保障法は次のような内容となっている。

OASDI	} 連邦政府の 運営
SSI	
失業保険	} 州政府の 運営
公的扶助・福祉サービス	

(2) 社会保障の規模

〈社会保障支出〉

1980年度におけるアメリカの公的制度による社会保障支出は4,934億ドルで、対GNP比も前年度の17.8%から18.7%に増加している(表1)。連邦政府の歳出計に占める社会保障支出の割合は過去20年間著しく増加したが(1960年度の28%から1977年度には56%)、最近はやや低下傾向にある。これに対して、地方政府(州政府及び地方自治体)の歳出合計に占める社会保障支出の割合は一貫して6割台である。また、社会保障支出の総額に占める連邦政府のシェアは最近ではほぼ60%である。

アメリカの社会保障支出は次の7つの分野から構成されている。

- ・ 社会保険……OASDI, メディケア, 公務員退職給付, 鉄道員退職給付, 失業保険, 労働災害補償保険, 等
- ・ 公的扶助……メディケイド, AFD

C, 食料切符, SSI, 等

- ・ 保険・医療……公的医療, 母子保健, 医学研究費, 医療施設建設費, 等
- ・ 復員軍人に対する給付
- ・ 教育……初等中等教育, 高等教育, 職業教育, 成人教育, 等
- ・ 住宅
- ・ その他の社会福祉……リハビリテーション, 施設介護, 児童福祉, 等

1980年度の社会保障支出4,934億ドルは上記各分野の現金給付, サービス, 事務費の総計であるが, 各分野のシェアは社会保険が47%(このおよそ2分の1がOASDIによる給付), 教育24%, 公的扶助15%, 保健・医療6%, 等となっている(表1)。

〈個人所得に占める社会保障の現金給付〉

「個人所得」は個人(個人企業, 非営利団体, 等を含む)が受けとる総所得(政府や企業からの移転を含む)から個人が負担する社会保障拠出を控除したものであるが, 個人所得に対する社会保険及び関連給付の割合は, 1950年度には3%であったが, 1960年度は6%, 1970年度は8%, 1980年度12%と30年間に4倍に増加している(表2)。1983年度においては, 個人所得の61%が賃金・俸給, 13%が社会保険及び関連給付であり, 社会保険への被保険者拠出は個人所得の4%である。

〈連邦予算における社会保障〉

連邦歳出の中で, 保健・所得保障費(保健, 年金・医療保険, 所得保障の合計)の占めるシェアは1975年度41%, 1980年度43%, 1985年度(予算)44%と推移している(表3)。特に, 1984年度予算においては,

拡大する「構造的」財政赤字に対処するため、OASDI給付の物価スライドの6カ月延期、連邦公務員給与・年金の1年間凍結、エンタイトルメント経費の削減等の歳出抑制対策がとられ、保健・所得保障費の対前年度伸び率は大幅に低下している。

1985年度予算の歳出は前年度に比べて8.4%（実質3.3%）増加しているが、増加額のうち国防費の345億ドル（対前年度伸び率14.5%）、保健・所得保障費407億ドル（11.1%）、並びに国債利払費79億ドル（7.3%）が大きく、この3項目だけで全体の増加額717億ドルを上回っている。この結果、1985年度の財政収支は1,804億ドルの赤字と、前年度の水準を若干下回るものの、依然高水準にある。また、財政赤字の対GNP比は4.6%、連邦債務残高の対GNP比は1985年度末で47.0%になる見込み

である（表3）。

2. 年金制度の改革

本節では、アメリカの所得保障において中心的な役割を果たしているOASDIについて、1983年の大改正を中心にその制度改革のあとをみてみよう。

(1) OASDIの変遷と役割

〈制度の変遷〉

1935年に制度が創設されてから、最初の大きな改正は1939年に行われた。この年に遺族給付が加わったほか、退職者の扶養家族にも給付が拡大された。次の大きな改正は1950年で、適用範囲が拡大され、給付が約80%（1940年以降の物価上昇分）引上げ

表1 公的制度による社会保障支出（機能別）

（単位：百万ドル；下段は対GNP比：%）

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1977	1978	1979	1980
GNP.....	286,500	400,000	506,500	691,100	992,700	1,549,200	1,918,300	2,163,900	2,417,800	2,633,100
社会保障 支出総額	23,508 8.2	32,640 8.2	52,293 10.3	77,175 11.2	145,856 14.7	290,080 18.7	360,602 18.8	394,632 18.2	430,684 17.8	493,354 18.7
社会保険.....	4,947 1.7	9,835 2.4	19,307 3.8	28,123 4.1	54,691 5.5	123,013 7.9	160,883 8.4	174,951 8.1	194,176 8.0	229,552 8.7
公的扶助.....	2,496 9	3,003 8	4,101 8	6,283 9	16,488 1.7	41,308 2.7	53,267 2.8	59,394 2.7	63,955 2.6	72,385 2.8
保健・医療...	2,064 7	3,103 8	4,464 9	6,246 9	9,907 1.0	17,788 1.2	20,129 1.0	23,237 1.1	25,388 1.0	28,119 1.1
復員軍人 に対する給付	6,866 2.4	4,834 1.2	5,479 1.1	6,031 9	9,078 9	17,019 1.1	19,015 1.0	19,744 9	20,602 9	21,466 8
教育.....	6,674 2.3	11,157 2.8	17,626 3.5	28,108 4.1	50,846 5.1	80,834 5.2	93,878 4.9	101,518 4.7	109,262 4.5	120,588 4.6
その他の 社会福祉...	448 1	619 2	1,139 2	2,066 3	4,145 4	6,947 4	9,071 5	10,563 5	11,076 5	14,036 5

資料：Social Security Bulletin, Annual Statistical Supplement, 1982

論 文

表2 個人所得と社会保障の現金給付

(単位：10億ドル)

年	GNP	個人所得									
		合計	賃金俸給	社会保険及び関連給付				公的扶助及び関連給付		その他 の個人所得	〔控除〕 社会保険 への被保 険者拠出
				計	個人所得 に対する 割合(%)	OASDI 給付	個人所得 に対する 割合(%)		個人所得 に対する 割合(%)		
1950...	286.5	227.2	147.0	7.0	3.0	1.0	0.4	2.3	1.0	73.8	2.9
1955...	400.0	310.3	211.7	13.1	4.2	5.0	1.6	2.5	8	88.2	5.2
1960...	506.5	402.3	271.9	23.9	5.9	11.2	2.8	3.3	8	112.5	9.3
1965...	691.1	540.7	362.0	34.2	6.3	18.3	3.4	4.1	8	153.7	3.3
1970...	992.7	811.1	548.7	65.2	8.0	31.9	3.9	9.5	1.2	215.6	27.9
197...	1,077.6	868.4	580.9	76.3	8.8	37.2	4.3	11.8	1.4	230.1	30.7
1972...	1,185.9	951.4	635.2	84.3	8.9	41.6	4.4	13.0	1.4	253.4	34.5
1973...	1,326.4	1,065.2	702.7	97.7	9.2	51.5	4.8	13.5	1.3	293.9	42.6
1974...	1,434.2	1,168.6	765.7	115.3	9.9	58.5	5.0	17.4	1.5	318.1	47.9
1975...	1,549.2	1,265.0	806.4	143.2	11.3	66.9	5.3	21.0	1.7	344.8	50.4
1976...	1,718.0	1,391.2	889.9	159.3	11.4	75.7	5.4	22.1	1.6	375.4	55.5
1977...	1,918.3	1,540.4	983.2	174.1	11.3	84.6	5.5	22.6	1.5	421.6	61.1
1978...	2,163.9	1,732.7	1,106.3	188.5	10.9	92.9	5.4	23.1	1.3	487.3	69.8
1979...	2,417.8	1,951.2	1,237.6	213.0	10.9	104.3	5.3	25.7	1.3	556.0	81.1
1980...	2,631.7	2,165.3	1,356.7	252.7	11.7	120.5	5.6	30.1	1.2	614.5	88.7
1981...	2,954.1	2,435.0	1,493.2	287.6	11.8	141.0	5.8	33.9	1.4	724.9	104.6
1982...	3,073.0	2,578.6	1,568.1	324.9	12.6	156.1	6.1	34.2	1.3	763.4	112.0
1983...	3,273.7	2,735.6	1,661.1	354.2	12.9			36.9	1.3	802.9	119.5

資料：表1と同じ

られた。OASDIの適用範囲はその後も引き続き拡大され、1983年までに全就業者の94%が被保険者となっている。

1956年には50歳以上の者に対する障害給付、女子に対する老齢年金の早期支給(62~64歳)、寡婦年金の早期支給(62~64歳)などが導入された。障害給付は1960年に対象が全被保険者に拡大され、さらに1961年には老齢年金の早期支給(62~64歳)制度が男子にも認められるようになった。

1965年にも大きな改正が行われ、給付の拡大が図られた(メディケアとメディケイドの創設については前節で述べた)。高齢者の高い貧困率(1967年において65歳以上人口の28.5%が貧困ライン以下であった)

を低下させ、かつ、公的年金の購買力を維持するために、1968年から1972年の間に給付は毎年2桁の率で上げられていった(表14)。この結果、高齢者の貧困率も1973年には16%に低下した。

1972年には非常に重要な改正が行われた。つまり、1975年以降年金額は物価の上昇に合わせて自動的に上げられることとなった。

最近の10年間は、給付の拡大よりもむしろ財政問題に関心が移っている。石油危機以後、経済情勢が悪化する一方、二桁台のインフレが進行したため、OASDIの収支バランスは一転して大幅に悪化した。1972年の法改正による給付改善がゆき過ぎて

海外社会保障情報No.66

表3 アメリカ連邦予算

(単位: 億ドル%)

会計年度	1970	1975	1980	1981	1982	1983	1984	1985
						(実績見込み)(予算)		
歳出	1,957 (6.5)	3,242 (21.0)	5,767 (17.4)	6,572 (14.0)	7,284 (10.8)	7,960 (9.3)	8,538 (7.3)	9,255 (8.4)
国防費		856 (10.0)	1,359 (15.4)	1,597 (17.6)	1,874 (17.3)	2,105 (12.3)	2,375 (12.8)	2,720 (14.5)
保健・所得保障費		1,343 (28.2)	2,483 (19.9)	2,911 (17.2)	3,221 (10.6)	3,582 (11.2)	3,668 (2.4)	4,076 (11.1)
歳入	1,928 (3.2)	2,791 (6.0)	5,171 (11.6)	5,993 (15.9)	6,178 (3.1)	6,006 (△2.8)	6,701 (11.6)	7,451 (11.2)
社会保障税		845 (12.6)	1,578 (13.6)	1,827 (15.8)	2,015 (10.3)	2,090 (3.7)	2,395 (14.6)	2,707 (13.0)
財政収支	△28	△452	△596	△579	△1,106	△1,954	△1,837	△1,804
連邦債務残高(年度末)	3,826	5,441	9,143	10,039	11,470	13,819	15,916	18,284
GNP	9,688 (6.4)	14,799 (7.3)	25,758 (9.3)	28,820 (11.9)	30,573 (6.1)	32,288 (5.6)	35,587 (10.2)	38,901 (9.3)
歳出/GNP	20.2	21.9	22.4	22.8	23.8	24.7	24.0	23.8
国防費/GNP		5.8	5.3	5.5	6.1	6.5	6.7	7.0
保健・所得保障費/GNP		9.1	9.6	10.1	10.5	11.1	10.3	10.5
歳入/GNP	19.9	18.9	20.1	20.8	20.2	18.6	18.8	19.2
財政赤字/GNP	0.3	3.1	2.3	2.0	3.6	6.1	5.2	4.6
連邦債務残高/GNP	39.5	36.8	35.5	34.8	37.5	42.8	44.7	47.0

(注1.) 保健・所得保障費は「保健」, 「年金・医療保険」, 「所得保障」の合計である。

(注2.) 1983年度までは実績。

(注3.) ()内は対前年度伸び率。

表4 受給者の種類別年金額(1983年6月)

受給者の種類	年金額(ドル/月)	
	平均額	最高額
退職者(単身)	411	709
退職者(夫婦)	709	1,063
60歳以上の寡婦又はかん夫	380	709
寡婦又はかん夫と子供	912	1,392
障害者(単身)	439	795
障害者と家族	835	1,192

資料: Social Security Bulletin 1983

表5 1983年改正による、OASDIの
主な改正点とその財政効果

	1983~89年 の節約額 (10億ドル)	社会保障税率 で表示した長 期的効果 (%)
合計	166	2.09
スライドの実施の 繰延べ	39	0.03
高所得者の年金へ の課税	27	0.61
被用者に対する社 会保障税の引上げ の繰上げ実施	39	0.03
自営業者に対する社 会保障税の引上げ	18	0.19
適用の拡大	25	0.44
支給開始年齢の段 階的引上げ	—	0.71
その他	18	△0.19

資料: Social Security Bulletin, July 1983

いたために引き起こされた長期的財政問題は、1977年の改正によってかなり解決された。しかしながら、インフレ・スライドによって給付が増加する一方、経済の停滞や失業の増加で収入が伸び悩み、短期的な財政問題は深刻になっていった。さらに、人口構成の変化によって引き起こされる長期的財政問題も21世紀の大きな課題であり、これらは1983年の大改正によって解決されることとなった。

〈制度の特徴〉

被用者及び自営業者の大部分がOASDIに加入している。1983年の改正で、1984年1月以降、新規に採用される連邦公務員や非営利団体の職員全員も強制適用されている。

年金額は過去の拠出に基づいて決められ

ている。つまり、拠出額が多ければ給付額も多くなっている。しかしながら、低所得者に十分な年金を保障するために、低所得者ほど年金額の代替率は高くなっている（拠出額に比べて相対的に大きな給付を受けている）。最高限度の拠出をし続けてきた者が65歳から受給する老齢年金（単身）の額は、退職前の課税上限所得の28%である。これに対して、平均的な拠出をしてきた者の老齢年金（単身）の代替率は44%、最低の拠出をし続けてきた者の代替率は55%である。また、遺族給付に限らず、老齢給付や障害給付の場合でも、配偶者や子も独立した年金を支給されている。

年金財政は完全な賦課方式によって運営されている。従って、短期的な経済変動がすぐに年金の支払い不能に結びつき得るという状況であり、1983年の改正でこの点についてもいくつかの改善が図られた。給付費及び事務費は原則として社会保障税（被保険者及び事業主の拠出）によって賄われることになっている。

〈制度の役割〉

OASDIの給付は就業期間中の所得、扶養家族の数、受給開始の年齢によって年金額が異なる。表4は1983年6月における受給者の種類別平均及び最高年金額を示したものである。

65歳以上の単身者あるいは夫婦世帯の所得総額の40%はOASDI給付である（特に年間5,000ドル以下の高齢世帯では80%）。稼得所得及び公的扶助を退職所得に含めないとすれば、退職所得しかない世帯の総所得の2分の1はOASDI給付である。

(2) 1983年改正の背景

〈1977年の改正〉

前述のように、1977年にはカーター政権の下で財政対策を中心とする大改正が行われた。その主な内容は次のとおりである。

(1) 年金算定方式の改正（年金算定方式を既裁定年金のスライドと切り離し、過去の賃金は60歳時点の賃金水準で再評価されることになった）

(2) 社会保障税率の引上げ（1979年以降）及び課税上限所得の賃金スライド（1982年以降）

(3) 所得制限の緩和

(4) 老齢年金の繰下げ受給（65歳以上72歳未満）の増額率引上げ（1年につき1%→3%）

〈最近の財政問題〉

賦課方式で運営されているため、OASDIの短期的財政は経済情勢に非常に敏感である。物価が上がれば、物価スライドによって支出は増加するが、一方、賃金が上昇すれば収入も増加する。通常は、賃金上昇率の方が物価上昇率よりも高いので、収入増が支出増を上回る。しかしながら、1977年以降の数年間は物価が賃金よりも上昇し、最悪であった1980年においては、給付は14.3%上げられたのに対して、賃金は9%しか上がらなかった。そのうえ、最近の高い失業率が事態をさらに悪化させ、OASDI部門の財政問題が深刻になっていった。1980年にはDIからOASDIへ財政調整が行われ、さらに、1982年の11月支払期には、OASDIは制度創設以来初めての支

払い資金不足となり、DIから51億ドル、メディケアの病院保険（HI）から124億ドル、計175億ドルの借入れを行って急場をしのぐという事態になっている。

1983年の改正前の推計で、OASDIの財政は1983～89年に1,500～2,000億ドル不足し、長期的には75年間の平均で社会保障税率にして1.8%（予想される支出のおよそ13%に相当）の不足をきたすものと見込まれている。

〈年金改革委員会〉

1981年の3月と5月に、レーガン大統領は給付削減を主眼とする次のような年金改革案を示したが、世論の強い反対にあって現実的な提案には至らなかった。

(1) 1982年以降の新規受給者の給付引下げ

(2) 1982年以降、65歳以前の早期受給者の年金額の大幅削減

(3) 障害年金の支給要件の厳格化（特に中高年に対して）

(4) 給付の物価スライドの遅延

このため、レーガン大統領は5月の改革案を取り下げるかわりに、1981年12月に、超党派の議員より構成される年金改革委員会（委員長：共和党グリーンズパン、他に共和党議員7名、民主党議員7名、計15名）を設置した。

年金改革委員会での審議はきわめて難航したが、OASDIが直面している厳しい財政事情のもとで、OASDIの基本的な構造や原理に変更を加えることなく、各界の妥協がようやく成立し、1983年1月に委員会の報告書が大統領に提出された。委員

会の改革案の大部分が最終的に1983年改正法の中に盛り込まれている。同改革案は、OASDIの短期的財政問題、及び長期的財政問題の3分の2については解決しているが、残された問題について、共和党側は2000年以降支給開始年齢を引上げることで解決することを主張し、民主党側は社会保障税の引上げ（被用者、事業主それぞれに0.5%）で対応することを主張して合意に至らず、未解決のままとなっていた。

年金改革委員会の報告書をもとに、政府は直ちに社会保障法の改正法案を作成して議会に提出した。新規に採用される連邦公務員をOASDIに適用する点や、2000年以降27年かけて支給開始年齢を65歳から67歳に引上げる条項に多くの議論がなされたが、改正法案は1983年3月に両院を通過し、4月20日に大統領が署名して改正法が成立した。

(3) 1983年改正の内容

1983年の改正でOASDIは、1983年～89年の間に支出が約1,660億ドル削減され、長期的には75年間平均で社会保障税率にして2.09%の支出削減が達成された（いずれも中位推計結果）。主な改正点とその財政効果は表5のとおりである。

〈年金のスライド〉

1983年6月に予定されていた年金の物価スライドが6か月延期されて12月（支払いは1984年1月）に実施され、以後、毎年の実施は12月からとされた。また、1985年1月の支払い分以降のスライドについては、

OASDI信託基金の資産が予想される支出の15%（1989年以降は20%）未満の場合、スライド率は物価上昇率又は賃金上昇率のいずれか低い方とする。ただし、後年になって資産に余裕ができた場合、資産が支出の32%を下回らない範囲内で、物価スライドを続けていた場合の水準を限度として給付の引上げを行うこととされている。

〈年金への課税〉

1984年から、高所得者の年金は2分の1を限度として課税されることになった。収入と年金給付の半額との合計額が一定額（単身の納税者で年25,000ドル、夫婦で年32,000ドル）をこえる者について、(1)年金給付の半額、または(2)上記合計額のうち上記一定額をこえる分の半額、のいずれか少ない方が課税所得に算入される。この規定によって影響を受ける受給者は1984年で全体のおよそ10%である。

〈被用者に対する社会保障税〉

1985年に予定されていた社会保障税の引上げ（5.4%→5.7%）を1984年から、1990年に予定されていた引上げ（5.7%→6.2%）の一部を1988年から実施することとなった。なお、1984年に限り、被用者の負担増相当額（課税限度内賃金の0.3%）は所得税から税額控除される。

〈自営業者に対する社会保障税の引上げ〉

1983年まで、自営業者の社会保障税は、被用者の場合の税率（本人+事業主）の約75%（HIでは50%）であり、また、税法上は必要経費として認められていなかった。1984年以降、自営業者の社会保障税率は被用者の場合（本人+事業主）と同率となり、

その一方で、社会保障税に対する控除として自営業所得の一定割合（1984年2.7%、1985年2.3%、1986～89年2.0%）を税額控除することが認められた。

〈適用の拡大〉

1984年1月以降採用される連邦公務員はOASDIに強制加入することとなっている。同じく1984年1月1日から、正副大統領、国会議員、大部分の政府高官、連邦判事、および1983年12月31日現在公務員退職制度に未加入の議会職員も、OASDIに加入することになっている。

非営利団体の職員も全員、1984年1月から強制適用となっている。さらに、州が地方自治体職員をOASDIから脱退させることは禁止され、一度脱退した自治体の再加入も認められるようになった。

〈支給開始年齢の段階的引上げ〉

老齢年金が減額なしに支給される年齢は現在65歳であり、1983年までは62歳以降72歳までの間で支給を開始する年齢を選択できた。老齢年金を繰上げて支給する場合には、現在、繰上げ1か月につき5/9%減額され、繰下げて支給する場合には、繰下げ1か月につき1/4%増額される。つまり、62歳から支給すれば、65歳支給年金額の80%、70歳から支給すれば115%の年金額となる。

1983年改正では、65歳という標準の支給開始年齢が2000年以降表6のように段階的に引上げられることになった。1943年から1954年に生まれた者が減額なしに老齢年金を受けられるのは66歳、1960年以降に生まれた者については67歳ということである。

表6 標準的支給開始年齢の段階的引上げ

62歳に到達する年	PIAの100%が支払われる年齢
2000	… 65歳 2か月
2001	… 65 ” 4 ”
2002	… 65 ” 6 ”
2003	… 65 ” 8 ”
2004	… 65 ” 10 ”
2005-16	… 66 ”
2017	… 66 ” 2か月
2018	… 66 ” 4 ”
2019	… 66 ” 6 ”
2020	… 66 ” 8 ”
2021	… 66 ” 10 ”
2022年以降	67 ”

資料：表1と同じ

また、支給開始を選択できる年齢は62歳から70歳までとなり（1984年から）、62歳から支給すると、2005年からは満額年金の75%に、2022年からは70%に減額される。一方、標準の支給開始年齢以降に繰下げて支給を開始する場合には、増額率が現在の1か月につき1/4%から段階的に2/3%にまで引上げられる。従って、70歳から支給すれば現在では満額年金の115%であるが、2005年以降は132%に増加する。

支給開始年齢の引上げに関して改正法は、この問題についての研究報告及び勧告を1986年1月までに議会に提出することを義務づけている。

〈その他〉

OASDIの非適用期間について、他の年金が支給できる者については、PIAの計算において（3.2参照）最初のバンドポイントまでの代替率90%を、1986年から毎年10%ずつ下げて、1990年以降40%とする。

論文

表7 社会保障税率及び課税上限所得

年	課税上限所得 (ドル/年)	社会 保 障 税 率 (%)							
		被 用 者 及 び 事 業 主				自 営 業 者			
		OASDHI	OAS I	DI	HI	OASDHI	OAS I	DI	HI
1937	3000	1	1
1950	3,000	1.5	1.5
1951	3,600	1.5	1.5	2.25	2.25
1954	3,600	2	2	3	3
1955	4,200	2	2	3	3
1957	4,200	2.25	2	0.25	3.375	3	0.375
1959	4,800	2.5	2.25	.25	3.75	3.375	.375
1960	4,800	3	2.75	.25	4.5	4.125	.375
1962	4,800	3.125	2.875	.25	4.7	4.325	.375
1963	4,800	3.625	3.375	.25	5.4	5.025	.375
1966	6,600	4.2	3.5	.35	0.35	6.15	5.275	.525	0.35
1967	6,600	4.4	3.55	.35	.5	6.4	5.375	.525	.5
1968	7,800	4.4	3.325	.475	.6	6.4	5.0875	.7125	.6
1969	7,800	4.8	3.725	.475	.6	6.9	5.5875	.7125	.6
1970	7,800	4.8	3.65	.55	.6	6.9	5.475	.825	.6
1971	7,800	5.2	4.05	.55	.6	7.5	6.075	.825	.6
1972	9,000	5.2	4.05	.55	.6	7.5	6.075	.825	.6
1973	10,800	5.85	4.3	.55	1.0	8.0	6.205	.795	1.0
1974	13,200	5.85	4.375	.575	.9	7.9	6.185	.815	.9
1975	14,100	5.85	4.375	.575	.9	7.9	6.185	.815	.9
1976	15,300	5.85	4.375	.575	.9	7.9	6.185	.815	.9
1977	16,500	5.85	4.375	.575	.9	7.9	6.185	.815	.9
1978	17,700	6.05	4.275	.775	1.00	8.10	6.01	1.09	1.00
1979	22,900	6.13	4.33	.75	1.05	8.10	6.01	1.04	1.05
1980	25,900	6.13	4.52	.56	1.05	8.10	6.2725	.7775	1.05
1981	29,700	6.65	4.7	.65	1.30	9.30	7.025	.975	1.30
1982	32,400	6.7	4.575	.825	1.30	9.35	6.8125	1.2375	1.30
1983	35,700	6.7	4.775	.625	1.30	9.35	7.1125	.9375	1.30
1984		7.0	5.2	.50	1.3	14.0	10.4	1.0	2.6
1985		7.05	5.2	.50	1.35	14.1	10.4	1.0	2.7
1986-87		7.15	5.2	.50	1.45	14.3	10.4	1.0	2.9
1988-89		7.51	5.53	.53	1.45	15.02	11.06	1.06	2.9
1990-99		7.65	5.6	.60	1.45	15.3	11.2	1.20	2.9
2000		7.65	5.49	.71	1.45	15.3	10.98	1.42	2.9

(注) 課税上限所得は1975年以降(ただし1979, 80, 81年は除く)賃金の上昇に応じて自動的に引上げられている。

資料: 表1と同じ

3. OASDIの概要

(1) 適用・拠出

アメリカに住む一定額以上の所得のある全ての被用者及び自営業者は、OASDIに適用されている。1983年までは、大部分の連邦公務員、鉄道職員、多くの地方公務員が適用除外となっていたが、1984年1月以降、新規採用の連邦公務員、非営利団体の全職員等もOASDIに適用されている。

保険料算定の基礎となる所得は年間の総労働報酬であるが、これには上限と下限が定められている。1983年において課税上限

所得は年35,700ドルであり(表7)、下限所得は四半期で370ドルである。つまり、年間所得に応じて被保険者期間に算入される四半期数が次のように計算される。また、上限、下限は賃金上昇に応じて毎年自動的に引上げられていく。

年間所得(1983年)	被保険者期間となる四半期数
370ドル以上 740 (=370×2)ドル未満	1
740ドル以上 1110 (=370×3)ドル未満	2
1110ドル以上 1480 (=370×4)ドル未満	3
1480ドル以上	4

表8 給付の種類、受給者の種類別、OASDI給付

受給者の種類	給付の種類		
	老 齢	遺 族	障 害
被保険者本人	○ 62歳以上の退職者 (F, 65歳で100%)	—	○ 65歳未満の障害者 (D, 100%)
配偶者	○ 62歳以上 (F, 65歳で50%) ○ 16歳未満の子又は22歳までに障害になった子を扶養する配偶者 (F, 50%)	○ 60歳以上又は50歳以上で障害を有している配偶者 (F, 65歳で100%) ○ 同左 (C, 75%)	○ 62歳以上 (F, 65歳で50%) ○ 同左 (F, 50%)
子	○ 18歳未満の未婚の子及び孫 (F, 50%) ○ 22歳までに障害になった未婚の子 (F, 50%)	○ 同左 (C, 75%) ○ 同左 (C, 75%)	○ 同左 (F, 50%) ○ 同左 (F, 50%)
親	—	○ 62歳以上 (F, 75%か82.5%)	—

(注1.) F, D, Cは被保険者(であった者)の被保険者期間に関する支給要件を示し、Fは完全被保険者、Dは障害被保険者、Cは現在被保険者を意味する。

(注2.) 数字は年金額を示し、被保険者(であった者)のPIAに対する割合である。

保険料率（社会保障税率と呼ばれている）は1983年は被用者が10.8%（労使折半），自営業者が8.05%であったが，1984年は被用者，自営業者とも11.4%であり，1983年の改正で2000年までの社会保障税率は表7のように定められている。

(2) 給 付

〈給付の種類〉

被保険者が老齢になった時に支給される年金は，本人に対する老齢年金の他に，扶養されている配偶者や子に対して年金が支給される。さらに，1968年以前に72歳に到達し，かつ，年金権のない者に特例老齢年金が支給される。

被保険者が死亡した場合には，遺族となった配偶者，子，両親に対して遺族年金が支給される。

被保険者が障害になった場合には，本人に対する障害年金のほかに，扶養されている配偶者や子に対して年金が支給される。

表8は給付の種類（支給の事由）別・受給者の種類別に給付を整理したものである。

〈被保険者の種類〉

表8にあるように，年金を受給するための要件として多くの場合，完全被保険者であることが必要である。被保険者が完全被保険者であるためには40四半期（10年）以上の被保険期間があることが原則であるが，1990年までは経過的に，1950年（21歳に達するのがこれより後であれば21歳に達した年）から62歳になる（又は障害になるか死亡する）までに経過した年数と同じだけの

四半期があればよいこととなっている。従って，1984年に62歳になる（又は障害になるか死亡する）者は33四半期が必要である（毎年1四半期ずつ増加し，1991年以降40四半期が必要となる）。

障害年金（本人）の支給要件を満たすためには，障害になる前の10年間（40四半期）に20四半期以上の被保険者期間をもっていなければならない。ただし，24歳以前に障害になった場合には直前の3年間に6四半期以上の，24歳から31歳未満の間に障害になった場合には21歳以降経過した四半期の2分の1の四半期数の被保険者期間があればよい。

現在被保険者とは，退職，死亡，あるいは障害が発生した四半期を含む直近の13四半期のうち6四半期以上の被保険者期間がある者のことである。

表9 P I A及びM F Bのベンドポイント及び計算式

	P I A		M F B		
	b1	b2	b1	b2	b3
1979年1月	180	1085	230	332	433
1980 "	194	1171	248	358	467
1981 "	211	1274	270	390	508
1982 "	230	1388	294	425	554
1983 "	254	1528	324	468	610

$$P I A = A I M E \text{の最初の } b_1 \text{ドルの } 90\% + \text{次の } (b_2 - b_1) \text{ドルの } 32\% + b_2 \text{ドルをこえる分の } 15\%$$

$$M F B = P I A \text{の最初の } b_1 \text{ドルの } 150\% + \text{次の } (b_2 - b_1) \text{ドルの } 272\% + \text{次の } (b_3 - b_2) \text{ドルの } 134\% + b_3 \text{ドルをこえる分の } 175\%$$

資料：表1と同じ

〈基本保険額〉

全ての年金額は、被保険者（であった者）の基本保険額（PIA）に対する割合で決められている。1977年の改正で、1979年以降に62歳に到達した（又は障害になるか死亡した）者のPIAは次のように計算される。

初めに、被保険者の平均再評価後報酬月額（AIME）を計算する。これは1950年（あるいは、21歳に達するのがこれより後であれば21歳に達した年）から62歳に達するまでの期間（これをN年とする）の各被保険者期間について、その賃金を60歳時点の賃金水準に再評価し（60歳以降の賃金はそのまま）、再評価後で最も低い5年分を除いた再評価賃金の総計を12（N-5）で割ったものである。1951年以降ずっと被保険者であり続け、1983年に62歳に達した者のAIMEは、1981年の賃金水準で再評価した最も高い27年間の平均報酬月額である。

1983年に62歳に達した者のPIAは、上記のようにして求められたAIMEを用いて次式のように計算される。

$$PIA = AIME \text{ の}$$

最初の254ドル×0.9 + AIMEの

次の1274ドル×0.32 + AIMEの

1528ドルをこえる部分×0.15

上式中の254及び1528はバンドポイントと呼ばれ、平均賃金の上昇に合わせて毎年引上げられる（表9）。また、PIAは毎年物価上昇に合わせて引上げられていく。

〈老齢年金額〉

本人に支給される老齢年金は65歳支給開始でPIAの100%である。繰上げ受給（6

2歳まで）に対しては、1か月につき年金額が5/9%減額され、逆に繰下げ受給（70歳に達する前まで）に対しては1か月につき1/4%増額される。2000年以降、標準の支給開始年齢が引上げられるのに伴って、繰上げ受給の減額率は標準的支給開始年齢より前の36月間は1か月につき5/9%、さらに前の24月間は1か月につき5/12%になる予定である。一方、標準の支給開始年齢以降70.0歳までの間に受給を開始する場合の増額率は、繰下げ1か月につき表10のように1987年以降段階的に引上げられる予定である。

62歳以上の配偶者にも老齢年金が支給され、その額は65歳からの受給で退職者のPIAの50%である。繰上げ受給に対しては、1か月につき年金額が25/36%減額される（62歳でPIAの37.5%）。また、2000年以降、PIAの50%が支給される年齢が表

表10 繰下げ受給の増額率

62歳に到達する年	繰り下げ1か月につき増額される割合(%)
1987 - 88	7/24
1989 - 90	1/3
1991 - 92	9/24
1993 - 94	10/24
1995 - 96	11/24
1997 - 98	1/2
1999 - 2000	13/24
2001 - 02	14/24
2003 - 04	15/24
2005年以降	2/3

資料：表1と同じ

表11 OASDIの受給者数

年 末	(単 位 : 人)													
	合 計			老 齡 給 付			遺 族 給 付			障 害 給 付				
	計	OAS I 信託基金	DI 信託基金	老齡年金 (本人)	配 偶 者	子 供	寡 婦 及 び か ん 夫 (高 齡)	子 供	子 を 扶 養 す る 寡 婦	両 親	障 害 年 金 (本 人)	配 偶 者	子 供	特 例 老 齡 年 金
1940 ..	222,488	222,488	112,331	29,749	6,410	4,437	48,238	20,499	824
1945 ..	1,288,107	1,288,107	518,234	159,168	13,449	93,781	376,685	120,581	6,209
1950 ..	3,477,243	3,477,243	1,770,984	508,350	46,241	314,189	653,462	169,438	14,579
1955 ..	7,960,616	7,960,616	4,473,971	1,191,963	122,042	701,360	1,154,198	291,916	25,166
1960 ..	14,844,589	14,157,138	687,451	8,061,469	2,269,384	268,168	1,543,843	1,576,802	401,358	36,114	455,371	76,599	155,481
1965 ..	20,866,767	19,127,716	1,739,051	11,100,584	2,613,550	460,781	2,371,433	2,074,263	471,816	35,289	988,074	193,362	557,615
1970 ..	26,238,629	23,563,634	2,664,995	13,349,175	2,668,105	545,708	3,227,160	2,687,997	523,136	28,729	1,492,948	283,447	888,600	533,624
1975 ..	32,084,511	27,732,311	4,352,200	16,588,001	2,867,388	642,564	3,888,705	2,918,940	581,845	21,444	2,488,774	452,922	1,410,504	223,424
1976 ..	33,020,946	28,397,189	4,623,757	17,164,470	2,896,290	652,787	3,994,380	2,902,710	578,727	19,912	2,670,208	473,909	1,479,648	188,045
1977 ..	34,077,142	29,216,711	4,860,431	17,820,510	2,964,287	678,293	4,119,487	2,876,703	583,195	18,443	2,837,432	494,389	1,527,829	158,726
1978 ..	34,586,343	29,717,853	4,868,490	18,357,755	2,979,959	660,822	4,211,711	2,780,360	576,343	17,177	2,879,774	491,535	1,497,190	133,743
1979 ..	35,124,495	30,347,083	4,777,412	18,969,586	2,991,340	652,002	4,321,496	2,710,837	573,750	16,040	2,870,590	475,493	1,431,324	112,108
1980 ..	35,618,840	30,936,668	4,682,172	19,582,625	3,018,008	638,711	4,414,589	2,609,920	562,798	14,796	2,861,253	462,204	1,357,886	92,754
1981 ..	36,006,371	31,550,097	4,456,274	20,195,362	3,030,815	632,870	4,507,941	2,545,566	547,593	13,627	2,776,519	428,212	1,251,543	76,323
1982 ..	35,840,411	31,866,946	3,973,465	20,763,742	3,039,359	559,380	4,595,041	2,319,521	514,804	12,483	2,603,713	365,883	1,003,869	62,616

資料：表1と同一

6と同じように引上げられ、これに伴って繰上げ受給の減額率は、標準的支給開始年齢より前の36月間は1か月につき25/36%、さらに前の24月間は1か月につき5/12%になる予定である。

退職者の配偶者で、16歳未満の子又は22歳までに障害になった子を扶養している配偶者には、年齢に関係なく退職者のPIAの50%の年金が支給される。

18歳未満の未婚の子(孫)及び22歳までに障害になった未婚の子もそれぞれ退職者のPIAの50%の年金が支給される。このように老齢給付の受給者は退職者本人だけでなく、配偶者や子も独立した受給者となっている。しかしながら、1人の退職によって支給される老齢給付の総額には上限(老齢給付に限らず、家族全体に支給される給付の上限をMFBと呼んでいる)があり、それは退職者のPIAの150%から188%で

ある。MFBの計算はPIAの計算と同様の方式であり計算式は表9に示されている。

70歳未満の者の老齢年金には所得制限がある。1983年以降、65歳未満の者は年取4,920ドル、65歳以上70歳未満の者については年取6,600ドルをこえる稼得収入の2分の1の額が毎月の給付から支給停止される。
<遺族年金>

遺族となった配偶者には60歳以上から遺族年金が支給され、その額は65歳支給開始で死亡した被保険者のPIAの100%である。繰上げ受給に対しては、1か月につき年金額が19/40%減額される(60歳でPIAの71.5%)。2000年以降、標準的支給開始年齢が段階的に引上げられるが、遺族年金の額は標準的支給開始年齢でPIAの100%、60歳でPIAの71.5%となるように減額率が調整される予定である。

遺族となった配偶者が障害を有していれば

表12 OASDIの平均年金額(月額)

(単位:ドル)

年 末	老 齢 給 付			遺 族 給 付				障 害 給 付			特例老 齢年金
	老 齢 年 金 (本人)	配 偶 者	子 供	寡 婦 及 ひ び ん 夫 (高 齢)	子 供	子 を 扶 養 する 寡 婦	両 親	障 害 年 金 (本人)	配 偶 者	子 供	
1940 ..	22.60	12.13	9.70	20.28	12.22	19.61	13.09	
1950 ..	43.86	23.60	17.05	36.54	28.43	34.24	36.69	
1960 ..	74.04	38.72	28.25	57.68	51.37	59.24	60.31	89.31	34.41	30.21	
1965 ..	83.92	43.63	31.98	73.75	61.26	65.45	76.03	97.76	34.96	31.61	
1970 ..	118.10	61.19	44.85	101.71	82.23	86.51	103.21	131.29	42.55	38.63	45.22
1975 ..	207.18	105.19	77.42	192.33	139.40	147.25	171.86	225.89	67.42	61.95	68.72
1978 ..	263.19	132.77	105.69	238.84	182.12	190.36	213.95	288.25	86.11	83.38	82.96
1979 ..	294.27	148.36	119.80	266.87	205.53	212.56	238.72	322.03	96.25	95.16	91.24
1980 ..	341.41	171.95	140.49	308.12	239.52	246.20	276.07	370.74	110.48	110.30	104.41
1981 ..	385.97	194.75	161.39	346.08	270.94	276.68	310.42	413.15	121.62	123.40	116.19
1982 ..	419.25	212.49	165.45	375.28	285.38	302.81	335.36	440.60	129.24	127.93	124.75

資料:表1と同じ

ば、50歳から遺族年金を受けられる。1983年までは、50歳から受給するとPIAの50%に減額されていたが、1984年以降、50歳から受給してもPIAの71.5%が支給されるようになった。

老齢年金の場合と同様に、16歳未満の子又は22歳までに障害になった子を扶養している配偶者には、年齢に関係なく遺族年金が支給され、その額は死亡した被保険者のPIAの75%である。

遺児に対する給付は表8のとおりである。62歳以上で、死亡した被保険者（子）に扶養されていた親にも遺族年金が支給される。その額は親が1人の場合、死亡した被保険者のPIAの82.5%、両親とも受給する場合には各々PIAの75%である。また、老齢給付の場合と同じように、家族全体に支給される給付はMFBまでである。

〈障害給付〉

各年金額は表8のとおりである。65歳に達すると障害年金は自動的に老齢年金にきりかわる。1980年以降、障害給付のMFBは老齢給付のMFB（表9より計算される）より低く定められている。これ以外の点では、家族に対する障害給付は老齢給付の場合と全く同じである。

障害給付のMFBはAIMEの85%かPIAの150%のいずれか低い方の額。
ただし、PIAの100%を下回らないものとする。

(3) 受給者数・スライド

〈受給者数・年金額〉

表8の分類に従って、OASDIの受給者数及び平均年金額の推移を示したのが表11、12である。

老齢年金（本人）の平均年金額は1982年末で月額419ドルであるが（表12）、老齢年金（本人）受給者の年金額（月額）分布を示したのが図1である。

〈制度の成熟度〉

老齢年金（本人）受給者数は1982年末で2,076万人（うち男子1,103万人、女子973万人）であり、同年末の被保険者数の18%に達している（表13）。

年金受給者の総数は1982年末で3,584万人であり（表11）、年金受給者1人に対する被保険者数は3.2人であるが、2020年にはこれが2人になると推計されている。

〈老齢年金の水準〉

老齢年金（本人）の平均年金額は、同年の全被保険者の平均課税限度内所得（社会保障の対象となる所得の平均値）に対して、1970年代に3割から4割に上昇し、1982年末では43%になっている（表13）。本人に対する老齢年金の他に、配偶者や子にもそれぞれ老齢年金（本人）額のほぼ2分の1の年金が支給されている（ただしMFBの範囲内）ので、老齢給付全体の大きさは平均的にみて、現役就業者の平均賃金の46%程度と考えられる。

〈スライド〉

裁定後の年金は、1939年以降表14のように給付改訂されている。特に1975年以降は、物価の上昇に合わせて自動的に引上げられている。

1983年改正前までは、第1四半期（1月

表13 OASDIの成熟度・年金水準

年 末	被保険者数 (千人) ①	被保険者1人当 たりの平均所得 (ドル/年)		老齢年金(本人)		制度の成熟度 (%) ④/①	老齢年金(本人) の水準 (%)	
		計 ②	課税限度内 ③	受給者数 (千人) ④	平均年金額 (ドル/月) ⑤		⑤×12/②	⑤×12/③
1940...	35,390	1,009	932	112	22.60	0.3	27	29
1945...	46,390	1,543	1,357	518	24.19	1.1	19	21
1950...	48,280	2,274	1,812	1,771	43.86	3.7	23	29
1955...	65,200	3,008	2,416	4,474	61.90	6.9	25	31
1960...	72,530	3,656	2,854	8,061	74.04	11.1	24	31
1965...	80,680	4,359	3,108	11,101	83.92	13.8	23	32
1970...	93,090	5,711	4,464	13,349	118.10	14.3	25	32
1975...	100,200	7,860	6,633	16,588	207.18	16.6	32	37
1976...	102,600	8,525	7,190	17,164	224.86	16.7	32	38
1977...	105,800	9,150	7,721	17,821	242.98	16.8	32	38
1978...	110,600	9,836	8,279	18,358	263.19	16.6	32	38
1979...	113,600	10,717	9,410	18,970	194.27	16.7	33	38
1980...	114,300	11,557	10,280	19,583	341.41	17.1	35	40
1981...	115,800	12,489	11,196	20,195	385.97	17.4	37	41
1982...	115,100	13,095	11,805	20,764	419.25	18.0	38	43

(注1.) 被保険者数は、1951年以降、自営業益を含む。また1977年以降の被保険者数は概数である。

(注2.) 老齢給付としては、本人に対する老齢年金のほかに、配偶者や子に対して、それぞれ老齢年金額(本人)の50%(ただし、上限あり)の年金が支給される。

～3月)の平均消費者物価指数が、前回のスライドが行われた年の第1四半期(ただし、それ以後に法律改正による給付の引上げがあった場合には、その引上げがあった四半期)の平均消費者物価指数に比べて3%以上上昇した場合に、その年の6月からその率で引上げられていた。

1983年改正で、スライドの実施時期が6月から12月に変更され(従って、1983年のスライド実施は12月)、これに伴って、1984年以降のスライド率の計算基礎が第1四半期から第3四半期(7月～9月)に変えられた。さらに1984年以降、資産準備率

(後述)が15%未満(1989年以降20%未満)の場合には、消費者物価又は賃金上昇率のいずれか低い方で改定されることとなっている。

(4) 財 政

OASDIの収支状況は表15のとおりである。原則として国庫負担はなく、賦課方式で運営されているため利子収入もきわめて少ないので、支出は専ら社会保障税収入によって賄われることになっている。1975年以降、収支差は8年連続マイナスになり、

表14 1939年以降の給付改訂

実施年月	スライド率(%)
1950. 9	77
52. 9	12.5
54. 9	13
59. 1	7
65. 1	7
68. 2	13
70. 1	15
71. 1	10
72. 9	20
74. 6	11
75. 6	8
76. 6	6.4
77. 6	5.9
78. 6	6.5
79. 6	9.9
80. 6	14.3
81. 6	11.2
82. 6	7.4
83.12	3.5

は75年)において、課税所得に対する予定されている社会保障税率の平均値と、計算された平均税率との差が一定の範囲内(大きい方が小さい方の1.05倍以下)であれば健全であるとされている。OASDI信託基金の1983年財政レポートでは、1983年の改正によって、OASDIは今後75年間の年金数理バランスが健全に保たれていると報告している。

〈参考文献〉

1. Social Security Bulletin
2. The Complete Social Handbook, 1983.
3. Yung-Ping Chen 「Social Security in a Changing Society」 McCahan Foundation 1980.
4. Eric R. Kingson 「Social Security and You」 WAP 1983.
5. 財形福祉協会「米国の社会保障年金の概要」財形福祉 1983年5,6月号.
6. 浅野史郎「米国社会保障年金改革法の成立」週刊社会保障 58.5.2

1982年にはHIから124億ドルの借入れを行っている。

年金財政の健全性を測る指標は、短期的には資産準備率、長期的には年金数理バランスが用いられている。資産準備率は年初の信託基金の資産を、その年に予想される支出総額で割ったものである。1982年における資産準備率を計算してみると、OASIが15.1%、DIが16.9%であった。

年金数理バランスは、推計期間(25年又

表15 OASDIの収支実績

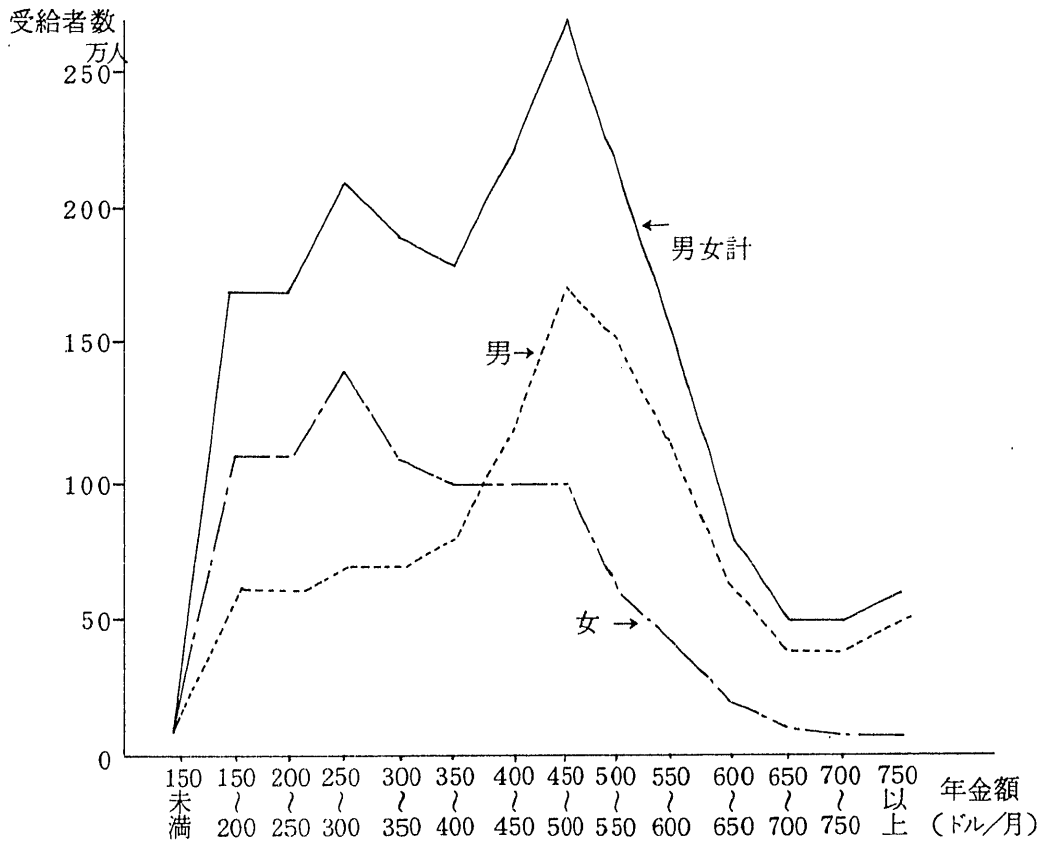
(単位：10億ドル)

年	収 入				支 出				収支差	年 末 資 産
	計	社 会 保 障 税 ①	国 庫 負 担 ②	利 子 収 入	計	給 付 費	事 務 費 ③	③		
								(①+②)(%)		
1960	12.4	11.9	—	0.6	11.8	11.2	0.2	2.0	0.6	22.6
1965	17.9	17.2	—	0.7	19.2	18.3	0.4	2.4	△ 1.3	19.8
1970	37.0	34.7	0.5	1.8	33.1	31.9	0.6	1.8	3.9	38.1
1975	67.6	64.3	0.5	2.9	69.2	66.9	1.2	1.8	△ 1.5	44.3
1976	75.0	71.6	0.7	2.7	78.2	75.7	1.2	1.7	△ 3.2	41.1
1977	82.0	78.7	0.7	2.5	87.3	84.6	1.4	1.7	△ 5.3	35.9
1978	91.9	88.9	0.8	2.3	96.0	92.9	1.4	1.6	△ 4.1	31.7
1979	105.9	103.0	0.7	2.2	107.3	104.3	1.5	1.4	△ 1.5	30.3
1980	119.7	116.7	0.7	2.3	123.6	120.5	1.5	1.3	△ 3.8	26.5
1981	142.4	139.4	0.8	2.2	144.4	141.0	1.7	1.2	△ 1.9	24.5
1982	147.9	145.7	0.9	1.4	160.1	156.1	2.1	1.4	△12.2	24.8*
OASI	125.2	123.7	0.7	0.8	142.1	138.8	1.5	1.2	△16.9	22.1*
DI	22.7	22.0	0.2	0.5	18.0	17.3	0.6	2.7	4.7	2.7*

注) *はHIからの借入れ 124億ドルを含む。

資料：表1と同じ

図1 老齢年金(本人)受給者の年金額分布(1982年6月)



資料：表1と同じ

在韓日本人の生活保障

金 應 烈

(東京大学大学院)

1. はじめに

ある国に居住する外国人、とくに貧困外国人の生活保障は、その国の社会・経済的与件、国家間の取り決め、生活権・社会保障に対する認識などによって大きく変わってくる。1938年国際連盟は「各国における困窮外国人扶助を促進するため、内外人平等原則に立って各国が在住困窮外国人に公的扶助を与うべきこと」という困窮外国人扶助に関するモデル条約 (Model Convention on Assistance to Indigent Aliens, Geneva, May 1938) を採択したが、第二次世界大戦のために各国はこれを批准しなかった〔小川, 1964: 198〕。戦後においても困窮外国人に対する公的扶助の問題は重視され、国際連合経済社会理事会は様々な角度から調査研究を続けてきた。1951年にはジュネーブで「難民の地位に関する条約」が採択された。この条約第23条は「加入国は、その領土に居住する難民に対して、公的扶助およびその他の保護給付について自国民と同等の待遇を行なう」と定めてある。また、1966年国際連合において「国際人権

規約」が採択された。国際人権規約のうち、A規約といわれる「経済的、社会的および文化的権利に関する規約」(International Covenant on Economic and Cultural Rights)は、締約国に対し規約に定める社会権の漸進的な実現を促進させることになっている〔野村, 1983〕。A規約の第九条では、社会保障についての権利として、すべての者が公正な社会保障をうける権利を享有すると定めてある。

以上のように、国際機関において貧困外国人の生活保障に対する認識は高い。しかし、難民条約と国際人権規約に加入する国は次第に増えているものの、生活機会や生活保障における内外人平等という基本理念は実現から程遠いのが現実である。一部の国で貧困外国人に対する公的扶助や社会保障諸法を適用しているが、生活権の保障あるいは人権への配慮よりも社会の治安維持と外国人管理という色彩が濃い。

本稿は、在韓日本人妻¹⁾に対する生活保障を中心とする問題、とくに公的扶助と医療保険に重点をおきながら考察を行なう。

2. 在韓日本人の現状

在韓日本人については、あまり知られていないため、彼らの形成過程と法的地位、配偶者関係、社会・経済的地位、職業経歴について述べておくことにする。

(1) 形成過程と法的地位

現在韓国に生活基盤を築いて定住している日本人あるいは日系韓国人の数がどれほどかは正確にわからない。1965年韓日国交正常化以後、韓国に居住していた日本男子とその家族は殆ど引揚げ、現在、2千人前後の女子とその家族、これにわずかの男子が在韓日本人を形成している。本稿では、普通在韓日本人妻（以下日本人妻と表記する）と呼ばれる人びとについて論ずる。

筆者が「日本人妻の貧困と老後の生活不安」についての調査（調査期間、1980年3月と4月、9月の3カ月と、翌年3月～5月、対象世帯数101世帯、以下80年度調査と称する）した結果をみると、平均年齢62.8歳、渡韓時の年齢は25歳前後であった。

在韓日本人の形成過程は、複雑で多岐にわたっているが、大体次の3点が主な原因として考えることができる。(1)戦前日本にいた韓国人（当時朝鮮人）が現地の日本女性と結婚し、1945年韓国の解放とともに日本人妻と一緒に韓国へ渡ったこと。(2)1945年以前から韓国に在留していた日本人が韓国人と現地で結婚し、終戦後も引揚げないでそのまま韓国に残留したこと。(3)終戦とともに中国にいた日本人は日本本土

へ引揚げることになったが、いろいろの引揚げルートのうち、韓国半島を経由して引揚げる者があった。そのなかの一部は本土まで引揚げることができず、韓国で足留めになったこと〔金、1983〕。以上の3点が在韓日本人の形成原因であると推察されるが、現在いる日本人妻は、(1)の原因による者が殆どである。

次に、法的地位はどうであろうか。日本人妻の国籍は、韓国国籍、日本国籍、二重国籍（韓国と日本）、無国籍の4つに分かれている（韓国国籍の日本人妻は、本来ならば、「在韓日本人」というカテゴリーから除外すべきであるが、彼女たちも潜在的には日本国籍をもっているため在韓日本人に含めることにする）。「芙蓉会」²⁾という在韓日本婦人会に登録されている人びとの国籍をみると、1977年現在、韓国国籍40.7%、日本国籍33.5%、二重国籍25.4%、無国籍・不明0.4%（N=528）³⁾となっている。韓国国籍を除く、約6割の者の法的地位は非常に不安定である。とくに二重国籍の者は、韓国では日本人、日本では韓国人として取扱われているのが実情である（日本人妻の国籍が、なぜこのように複雑になっているかについては、金〔1983〕を参照されたい）。

(2) 配偶者関係

1977年芙蓉会の資料によると、会員771人のうち、58.1%（488人）が有配偶者で無配偶者（318人、41.2%）よりやや多い。なかには離・死別と再婚を繰り返した者も

おり、配偶者関係は複雑である。韓国に親族のいない日本人妻は、離・死別された場合でも生活のために、再婚する者が少なくない。80年度調査の101人の配偶者関係をみると、41人40.9%が有配偶者であるが、そのうち13人は再婚あるいは2度以上再婚した者である。101人のうち、50人は死別された者であるが、なかには再婚し、再婚した夫と死別した者も含まれている。

言語のハンディキャップ、韓国人の日本人に対する感情、生活機会の閉鎖に加えて親族との孤立などのため、ひとたび離・死別されると、直ちに生活不安あるいは貧困層に転落することが多い。80年度調査の結果をみると、67.2%が、夫と離・死別された後、経済生活が苦しくなったという。従って、離・死別されて以後、新たに職業につかざるをえない者が43.6%にもものぼっていた。

(3) 社会・経済的地位

以上で指摘したように、様々な不利な立場に置かれている日本人妻は、自力で社会・経済的地位を改善させることは容易なことではないだろう。1977年芙蓉会の資料と80年度調査データとをみても、上・中層より下層・貧困層が圧倒的に多い。まず、芙蓉会のデータからみると、上層4.7%、中層28.0%、下層37.2%、貧困層30.1%となっており、下層・貧困層が全体の67.3%を占めている。とくに農村地域に下層と生活困窮者が集中して82.4%にのぼり、都市地域との格差が著しい〔金、1983〕。80年度調査に

おける日本人妻の暮らし向きをみると、「豊かである」2.1%、「少しはゆとりがある」12.5%、「多少困る程度」7.3%、「苦しいけれどどうにかやっていける」44.8%、「援助なしに生活できない」33.3%となっており、同調査においても下層や貧困層に属している者が多い。反面、上層に属する者はわずかしかなく、殆どの者が経済的生活の自立が困難であることがわかる。

(4) 職業経歴

結婚当時の日本人妻の職業をみると、農業が少なく事務職や非熟練職が比較的多い。農村の出身者が約4割近い。しかし農業的職業についていた者は、6.9%と少なく工場労働者、事務職についた者がやや多い〔金、1983〕。

しかし、渡韓後は事情が一変する。日本人妻は、前に述べたように、言葉のハンディキャップなどのため農業や単純労働に限られた職種にしか就くことができなかった。日本人妻が職業につきはじめるのは、韓国にきて数年後であるが、韓国での初職は、農業22.8%、販売・行商21.8%、半熟練職2.0%、非熟練職5.0%、事務職2.0%、家政婦35.6%、内職5.9%となっている。結婚当時の職業と比べてみると、雑業的で不安定な職業である家政婦や非熟練職、販売・行商、農業が大幅に増加していることが特徴である。このように限られた雑業に割り込む余地しかなかったことは、言語障壁が大きな要因として働いているが、日本人妻のような社会的弱者には機会が平等に与え

られていなかったこともある。しかも彼女たちの労働条件は臨時雇いで低所得しか得られないというきびしいものであった〔金, 1983〕。従って、上昇移動した者はわずかしかなく、9割近い者は雑業的な職業に滞留あるいは下向移動した。長時間労働に比べ、その収入は不規則であり、しかも低所得である。雑業間を転々とするが、よりよい条件の仕事につく機会に恵まれないため暮らし向きの改善と結びつかないのが普通である。

職業生活を経験した日本人妻（101人のうち96人）のうち、上向移動した者10.4%、滞留した者55.2%、下向移動した者34.4%となつて、9割近い者は上昇移動したことなく、貧困あるいは貧乏線に接近して苦しい生活を今日まで送っている。まず、上向移動した者の職業移動経路をみると、日雇→露天商→女工→内職という下層職業を転々としながら最終的に零細自営業（小売業、飲食業など）あるいは熟練的職業につくタイプがある。しかし、その割合は約1割に過ぎない。

滞留タイプに属している者は、55.2%にのぼり、不安定な職業について不規則かつ低収入しか得られない者が殆どである。都市居住者の場合、雑業から雑業へ移動が頻繁に行なわれ、行商→日雇労働→行商→露天商、あるいは家政婦→女工→行商→日雇→家政婦、という移動経路を辿る。農村居住者の職業移動は、農村地域の特殊性から都市居住者の移動より単純である。大体小作農あるいは日雇農業労働者であり、冬期には近辺の都市に出て日雇が家政婦のよう

な仕事につくケースが多い。

下向移動タイプの移動経路は、上向・滞留タイプと類似している。彼女たちは健康状態がよくないため仕事をもつことができなくなったり、高齢により職業活動から離脱され、貧困層に転落した階層であり、経済的・身体的自立が不可能な要保護世帯である。

日本人妻の職業移動の傾向は、これまでみたように、最底辺の下層職業間の移動が殆どであり、しかも常雇よりも臨時雇についている者が多い。これは、言語の不自由、マイノリティに対する社会的機会の閉鎖など様々なハンディキャップがあることに加えて社会経済的基盤が貧弱で生活に追われている低所得層は、「一般の労働市場とは異なる“差別”された特別な構造をもつ労働市場」へ入り、特定の職種……雑役人夫など……の就業者として低所得層に長期滞留するようになるからである。〔江口, 1979: 48, 332〕。

3. 日本人妻の生活保障

経済的・身体的・精神的自立のできない人びとに対する公的扶助は、貧困問題に対応する処方的・選択的な制度である。とくに、日本人妻のように経済的基盤が弱く、しかも身体的不自由者には公的扶助が大きな意味をもっている。しかし、韓国の公的扶助制度は、その対象を韓国国民に限定し、外国人には適用しない（ただし、貧困外国人に例外的措置を取るケースがある）。

韓国の社会保障制度は、社会保険、公的

扶助，社会福祉サービスの3部門からなっている。社会保険のなかには，医療保険，産災保険，国民福祉年金（施行保留），船員保険（施行保留）が，公的扶助のなかには，生活保護，医療保護（扶助），授護事業がある。生活困窮者と関わりが大きいのは公的扶助と医療保険であるが，これらと日本人妻との関連をみることにしたい。

(1) 公的扶助

韓国の公的扶助制度は，1961年の生活保護法と1972年の社会保障に関する一連の法律制定，および1976年の医療扶助制度の創設（翌年7月から実施）によって成立した。これによって公的扶助法は，ある程度整備されたといえる。しかし，社会保障は，諸法令を制定し，制度を整備するだけでは不十分である。その国の社会経済的水準や財源調達問題，そして社会福祉に対する認識などによって社会保障の内容は大きく差が開くだろう。

i. 生活保護

生活保護の適用対象者は，生活困窮者で受給要件さえ満たせば，生活保護を請求することができる。生活保護の適用要件は，①65歳以上の高齢者，②18歳未満の者，③妊産婦，④重度身心障害，傷痍，精神的あるいは身体的障害のため労働できない者で貧困，かつ扶養してくれる親族がいない者である。低所得層である零細民に対する生活費補助の条件は，大都市居住の零細民の場合，1カ月収入3万3千ウォン，中小都市2万9千ウォン，農漁村2万5千ウォン

未満（いずれも1982年基準）の低所得層に限られる。

日本人妻のうち，韓国国籍をもつ者は，生活保護を受ける要件さえ満たせば生活保護を請求することができる。しかし，日本国籍，二重国籍，無国籍の者は，貧困であっても生活保護を請求する権利をもたない。前節で触れたように，日本人妻世帯の67%以上が貧困・下層に属し，高齢者でしかも不健康者が殆どである。しかも経済的に扶養・介護を期待できる親族のいない者が多い。前に示した80年度調査結果によれば，78.1%が経済的自立のできない要保護世帯である。しかし，約6割が韓国国籍を取得していないため，生活保護の恩恵を受ける者はわずかしかいない。

貧困の日本人妻世帯を経済的に援助するのは，慶州にある「ナザレ園」⁴⁾と芙蓉会だけである。毎月1世帯当たり1万～1万2千ウォン（1980年度）のわずかな生活費を援助している。1980年度の韓国の1人当たり家計支出費53,589ウォンの約2割強である。この生活補助費は，最低生活さえ営むことができない金額である。ナザレ園や芙蓉会の援助以外に一部の養老施設が日本人妻を収容しており，一部の教会も援助しているが，微々たるものである。

日本人妻のうち，韓国国籍保持者が受ける生活保護費で最低生活費を賄うことができる者はほとんどいない。1980年度的生活保護の実施内容をみると，1カ月当たり，食料補助費として居宅保護者に6,292ウォンを，施設保護者に14,390ウォンをそれぞれ支給した。これを以上で指摘した1人当たり

家計支出費53,589ウォン、食料品費19,375ウォンと比べると、居宅保護者はそれぞれ12%、32%となり、施設保護者はそれぞれ27%、74%となっている〔李, 1983〕。このような事情は、零細民に対する扶助も同様である。ソウル市の生活被保護対象者の扶助内容をみると、生活保護者に月9,301ウォンを、零細民に月1,147ウォンを支給している。全国的にみても生活保護費は、最低生活費の44%にすぎない〔金, 1982〕。

日本人妻は、渡韓してから40年の歳月がたっており、これからも韓国で定住する意思をもっている。彼女たちは、渡韓後家族破綻や離・死別のため生活の危機に直面するようになり、生計をたてるため職業につかざるをえなかったが、言語のハンディキャップや差別・偏見のため限られた雑業にしかつくことができず、1人の低収入で一家を扶養するまでにいたらない不安定階層である。これらの定住外国人に社会保障の門戸を積極的に開放する政策的配慮が必要である。

ii 医療保護 (=扶助)

医療扶助制度は、1977年1月から施行された。医療扶助の適用対象者は、生活困窮者および貧困者で、具体的には65歳以上の高齢者、18歳未満の者、未亡人、身心障害者および生活被保護者である。生活困窮者および貧困者は、労働の能力のない者および低所得者で、市・郡・邑という行政官庁に生活困窮者貧困者と認められた者である。

医療扶助は、3種類に分けられており、適用対象者の経済的水準に応じて外来診療費と入院費を扶助する。第1種対象者（居

宅保護対象者、施設収容者、生活困窮者など）は、病院と診療所に外来・入院した場合、全額を国庫が負担する。第2種対象者（1カ月所得が大都市居住者の場合2万6千ウォン、中小都市2万3千ウォン、農漁村2万ウォン未満）には、外来診療費を全額、入院費の半分を国が扶助する。第3種対象者（世帯1人当たり月平均所得が大都市3万ウォン、中小都市2万8千ウォン、農漁村2万6千ウォン未満）には、外来診療費全額国庫負担、入院した場合国が50%扶助する。ただし、この場合20%は本人負担で、30%は国が貸払するが、後に本人が償還するようになっている（1人当たり平均所得、支給内容は、1981年基準である）。1982年12月現在、医療扶助の対象者は全人口の9.5%にあたる372万8千人にのぼっている。

貧困層であり、高齢者・身体不自由者の多い日本人妻にとって医療扶助は欠かせない。しかし、韓国国籍をもたない場合にはその恩恵がない。80年度調査によると、「非常に健康」6.9%、「どちらかといえば健康」33.7%、「どちらかといえば病気がち」43.6%、「いつも病気がち」11.9%、「寝たきり」4.0%となって約6割の者が何らかの病気にかかって苦しい生活を送っている〔金, 1983〕。日々の生活に追われており、医療保険に加入していない日本人妻の場合、高い医療費を支出するほどの経済的余裕がない。医療保険に加入していない自由診療による医療費が、保険診療のそれに比して平均1.57倍も高い〔三井・矢野, 1983〕からなおさらである。医療扶助の適

論 文

用対象者から除外された日本人妻は、私費によって医療費を負担するしか道がない。現在の生活水準からみて一部の日本人妻を除いて、高い医療費を支出することは無理である。

(2) 医療保険

医療扶助の適用対象者から排除された人びとでも、医療保険の被保険者になれば自由診療に比して軽い負担で病院や診療所を利用することができる。しかし、医療保険の適用対象者に国籍要件はないが、日本人妻の医療保険の適用対象者になるには様々な問題がある。これらの問題について説明しておきたい。

現在韓国の医療保険制度は3種類ある。それらは、被用者組合(最初事業所規模500人以上であったが、その後段階的に改正され、1983年には16人以上の被用者がその適用対象者となった)である第1種医療保険と、地域住民(農・漁民、自営業者)を対象とする第2種医療保険と、公務員、私立学校教職員とその家族、軍人家族を適用対象者とする医療保険公団(普通公教医療保険と呼ぶ)の3種類である。

第1種医療保険と公教医療保険は、定職をもつ者をその適用対象とするため、日本人妻の場合、家族員のうちだれかが定職をもたなければ被保険者になれない。日本人妻の多くは無配偶者であり、子供、とくに息子が定職をもたず親と同様、不安定な職業についていることが多く、失業しているケースもある。また離婚された場合、夫が

子供を引き取るケースが多いため子供がいない世帯も少なくなく、離婚と再婚の繰り返しによって家族構成の複雑さや、子の親離れなどによって、定職についている子供がいる世帯は少ない。したがって、これらの医療保険の適用対象になっている日本人妻は僅かしかいない。

第2種医療保険は、日本の国民健康保険と類似してはいるが、全国的に実施しておらず、いくつかのモデル地区を選定・施行している。従って、これも施行されている地域に居住していない限り、被保険者となる機会に恵まれない。

韓国政府は、医療保険制度の適用対象を拡大して運営する計画を打ち出している。1982年12月現在、韓国全人口の32.7%の人びとが医療保険の対象者となっており、1986年にはその比率を65.7%に、1988年にはほぼ皆保険化する予定である。しかし医療保険が、いつ高齢の日本人妻に開放・適用されるかはいまのところ予測できない。

(3) 生活機会

マイノリティに対して社会的機会を開放しないのは、程度の差こそあれ、世界的現象である。平常時にはうまくいっていた関係も、ある出来事が発生すれば最初に規制され、管理されるのがマイノリティである。とくに、韓国と日本のように過去不幸な歴史を共有する民族の間は相互排他的であり、韓国のように同質性を強調し、異民族との共存の経験のない社会では、他民族に対して非常に閉鎖的である。

日本人妻が韓国社会の底辺に置かれて、限られた職種にしか就くことができず、社会経済的地位を改善できなかった原因は、雇用機会や社会保障機会など生活機会が閉ざされているためである。

生活機会の閉鎖は、経済生活のみではなく、全生活に行きわたって大きな影響を及ぼしており、個人の生活を不幸に陥れて老後の生活不安の主な原因となっている。生活基盤の弱い貧困日本人妻の人権や生活保障を守るために生活機会を国籍や社会的属性によって制限するのではなく、積極的に開放する必要がある。

4 結び

貧困外国人の生活保障は、第2次世界大戦後国際的な関心を集めるようになった。しかし、依然として外国人に対する生活保障の諸制度は整備されておらず、国によって大きな隔りがみえる。しかし、人権と生活権を保障し、総合的な保障機能が欠落している貧困外国人に対して公的扶助の権利を付与する制度的な改善が必要であろう。

貧困外国人に対する公的扶助の諸制度や法令を整備し、内外人平等を実現しても外国人の貧困を予防することはできないといえよう。経済的自立のできる政策配慮が必要であり、生活機会を自国民と同様に保障する制度的改善が要求される。

日本人妻の貧困や階層転落の原因は、確かに病気・離死別・不安定な職業構造・生活機会の閉鎖と結びついている。しかし、彼らは、個人的にも社会的にも総合的

保障機能が備えられていないため老後の生活不安を抱いている。日本人妻は母国より韓国での生活歴が長く、韓国人と同様納税などの義務を果たし、社会的にも貢献しているにもかかわらず、要保護世帯になったばかりにもかかわらず、実際には生活保障を受けられないのが現実である。

社会保障あるいは生活保障における国籍の意味は失われつつある。生活保障の権利は国籍によってでなく、その社会の構成員であるか否かによって与えられるべきである。経済的・身体的に自立のできない者には、生活保障の権利を自国民と同様に与えるべきである。国籍による差別は撤廃し、内外人平等を制度的に保障することが国際人権規約の理念を実現する道であろう。

注

- 1) 在韓日本人あるいは在韓日本人妻とは、韓国に生活の根拠を持ち、定住している韓国在留日本人を指す。在韓日本人の国籍は一律でなく、日本国籍をはじめ韓国国籍、二重国籍、無国籍者も含まれている。日系韓国人は本来ならば在韓日本人のカテゴリーから除外すべきであるが、潜在的には日本国籍を所有しているため、ここでは在韓日本人に含めて考えることにした。
- 2) 「芙蓉会」とは、在韓日本婦人会であり、男性の加入は認めていない。「芙蓉会」の母体は、1962年にできた「弥生会」であり、在韓日本人妻たちが設立した最初の組織で、場所は天主教会のなかであった。この「弥生会」は、後に「在韓日本婦人会」と改称し、1966年には「芙蓉会」と再び改称され

論文

た。「芙蓉会」は、韓国文化公報部に正式に登録された唯一の日本人妻の団体である。本部はソウル市にあり、江原道と齊州道を除く各道に支部が設けられている。

3) 1977年度、芙蓉会に登録された者は771人であるが、そのうち243人は国籍が記されていない。

4) 「ナザレ園」は、1972年10月1日創立された、韓国内で唯一の日本老人保護施設である。その収容能力は40人程度である。「ナザレ園」の公式名称は、「帰国者ナザレ園」であり、主な機能は、貧困日本人妻の保護と帰国希望者に対する事務手続代行と貧困世帯に対する居宅援助である。「ナザレ園」は慶尚北道慶州市にある。

〈参考文献〉

江口英一, 1979, 『現代の「低所得層」——貧困研究の方法——』上巻, 未来

社.

金 應烈 (キム・ウンリョル), 1983,

「在韓日本人妻の貧困と生活不安」

『社会老年学』No.17, 東京大学出版会.

金 泳謨, 1982, 「韓国の貧困政策」

『社会政策研究』第2輯, 韓国福祉政策研究所 (韓国語版).

李 仁之 (イ・インジ), 1983, 「韓国における社会保障制度の現況」『海外社会保障情報』No.63, 社会保障研究所.

三井速雄・矢野聡, 1983, 「韓国における医療保障の現状と医療保障制度の拡大」

『海外社会保障情報』No.64, 社会保障研究所.

小川政亮, 1964, 『家族・国家・社会保障』勁草書房.

野村敬造, 1983, 「国際人権条約と憲法」『ジュリスト』781号 有斐閣.

健康の経済学(1)

ヘルス・エコノミックス研究会

はじめに

我々の日常の経済活動は、健康の維持、増進をその第一目的とするものでなければならない。健康の維持、増進策は、本来、健康を損ねたときに必要な医療のみならず、健康を損ねないために必要な予防や積極的な健康づくりをも意味する。経済生活が豊かになってきたにもかかわらず病気の人が増えてきている今日、病気にならないためにはどうしたらよいのかという問題が、さまざまな観点から重要視されるようになってきた。近年、経済学の研究においても、従来の狭義の医療経済を超えた広い範囲での健康問題に関心が高まりつつある。それらの研究成果は、とくに欧米を中心として、論文などに数多く発表されている。

そこで今回より、健康の経済学に関する最近の海外文献をシリーズで紹介してゆき、健康と経済のかわり合いについての理解を少しでも深めてゆきたいと思う。執筆はすべて、ヘルス・エコノミックス研究会（座長：市川洋 筑波大学教授）の委員によるものである。ここでの文献紹介は、当研究会が輪読および討議を行った上でとりまとめたものであるが、本シリーズの目的からして、批評は最小限にとどめ、若干の解説を加えながら、もっぱら内容の概略を紹介することに努めた。

文責：三上 美美子（世話人）

- I 喫煙減少のためにタバコ税増税を使用することのポテンシャル
- II 教育年数と健康—喫煙との関連から
- III 時間選好と健康

I. 喫煙減少のためにタバコ税増税を使用することのポテンシャル

E. M. Lewit and D. Coate "The Potential for Using Excise Taxes to Reduce Smoking", Journal of Health Economics, Vol. 1, No. 2 (August 1982)

市川洋
(筑波大学教授)

アメリカにおいて、ここ30年間に保健支出のシェアは大幅に上昇し、喫煙の害に関する多くの研究が行われたにもかかわらず、連邦がタバコ税を重課することにより喫煙を減少させる政策は採用されたことはなかった。1952年以来タバコに対する連邦税は1箱8セントのままである。一方、州および地方のタバコに対する税金は多くの

海外文献紹介

州で引上げられ続けて来ており、このため州、市によってタバコの価格にかなりの差が生じ、税金の安い地方から高い地方へのタバコの密輸がある程度行われている。

タバコ税を重課してタバコの小売価格を引上げ、これによってタバコの消費をどれだけ減少させ得るかは、タバコ消費量の価格弾性値に依存する。本論文はこの弾性値を計測し、その構造を明らかにしようとするものである。弾性値の計測に際して、密輸の横行は推計値にバイアスをもたらす可能性が高い。税の高い地方の住民が、税の低い、小売価格の安い地方からタバコを買っているにもかかわらず、密輸がなかったものとして統計処理を行えば、価格データにバイアスが発生するため、推定値にバイアスをもたらす。この研究では、このバイアスを除去するために、特別な工夫が行われている。

原データは1976年に行われた保健インタビューの調査のデータ・テープである。この調査にはタバコの価格以外の多くの情報が含まれている。そこでこの被調査対象者の居住地におけるタバコ小売価格を調べる必要がある。州税は平均して小売価格の24%であり、小売価格は1パック平均でマサチューセッツでは57セント、ノース・カロライナでは37セントである。タバコの小売価格、州税、地方税、売上税等のデータはタバコ税協議会から得られる。タバコ小売価格データとインタビュー調査を結びつけるために、インタビュー被調査者を地図上で430の地域ユニットに分ける。密輸の影

響は無視できない。例えば1977年において1人当たりタバコ販売量はニュー・ハンプシャーで279パック、隣のマサチューセッツでは119パックであった。マサチューセッツでは州タバコ税は1パック当たり9セント高いためである。全国平均は134パックであり、ニュー・ハンプシャーのタバコ消費が全国平均なみであると仮定し、残りのニュー・ハンプシャーのタバコ販売量がマサチューセッツで消費されたと仮定すると、マサチューセッツのタバコ1人当たり消費は全国平均なみになる。

430の地域ユニットを20マイル拡大して考え、拡大された地帯よりも元のユニットのタバコの価格が高い場合は、そのユニットは密輸のためにバイアスが生じるおそれがあるので、除外して考える。430地域ユニットを再編成して416とし、174地域ユニットが密輸の影響が小さいユニットとして残るので、これを“制限標本”と呼ぶ。20歳以上のインタビュアー被調査者は全ユニットに1.9万人、制限標本には1.1万人含まれている。

被説明変数は3通りに大別される。喫煙者および非喫煙者を全部含めた1日1人当たりタバコ消費量、これを喫煙者のみに限定した消費量および喫煙参加率である。喫煙参加率とは、喫煙者1、非喫煙者を0とするダミー変数である。回帰分析に使用される説明変数は全部で26個ある。タバコの価格、所得、学歴ダミー変数5個、年齢、性別、婚姻関係ダミー変数4個、健康状態3個、人種2個、ファミリーサイズ、労働力、地域ダミー変数6個がその内訳である。

線型回帰における価格の係数と、平均値における価格弾性値を表 I-1 に示す。ここで著しいのは、弾性値は制限標本が全標本の値のほぼ 2 倍になっていることである。タバコ税引上げによるタバコ小売価格引上げは、まず弾性値 -0.26 で喫煙するかしないか影響し、次で喫煙者のタバコ消費に弾性値 -0.1 で影響し、総合して弾性値 -0.42 となる。喫煙者のタバコ消費量はタバコ小売価格にはあまり感応的でなく、また価格の係数は有意でない。表 I-1 から、全地域ユニットのサンプルを使用することは適当でないことが判明したので、以下の分析においては、すべて制限標本のみを使用することとする。

表 I-2 に年齢別の回帰係数と弾性値を示す。価格はまず喫煙するかしないかに影響する以上、これを年齢別に検討する必要があるためである。ここで著しい点は、全体の弾性値において 20~25 歳の年齢層の値 -0.89 は他の年齢層のほぼ 2 倍の高い値を示していることである。さらに喫煙参加率の価格弾性値 -0.74 は、この年代の全体の

表 I-1 回帰係数と弾性値

		価格の係数	価格弾性値
喫煙者および非喫煙者計消費	全標本	-0.033	-0.22
	制限標本	-0.063*	-0.42
喫煙参加率	全標本	-0.001	-0.14
	制限標本	-0.002*	-0.26
喫煙者の消費	全標本	-0.015	-0.037
	制限標本	-0.043	-0.10

*は 5% で有意

弾性値 -0.89 の大部分を説明している。他の年代では消費量は価格にはこのように感応的ではない。26~36 歳の年齢層における全体の価格の係数は 5% で有意には至らないが、それに近い値になっており、この年代も喫煙参加率の影響は大きい。

タバコの価格は若い年齢層に高い弾性値を示す、という事実は価格が喫煙参加率に第 1 次的に影響を与えることと相まって重要な意味をもつ。喫煙の習慣は 25 歳以前に始まることが多い。この若い年代で喫煙への参加を止める習慣づけにタバコ小売価格

表 I-2 年齢別回帰係数と弾性値

		制限標本		
		20~25 歳	26~35 歳	36 歳~
喫煙者および非喫煙者計消費	価格の係数	-0.13*	-0.081	-0.066*
	価格弾性値	-0.89	-0.47	-0.45
喫煙参加率	価格の係数	-0.024*	-0.016	-0.004
	価格弾性値	-0.74	-0.44	-0.15
喫煙者の消費	価格の係数	-0.074	-0.015	-0.065
	価格弾性値	-0.20	-0.04	-0.15

*は 5% で有意

表 I-3 男についての回帰係数と弾性値

		制限標本		
		20~25 歳	26~35 歳	36 歳~
喫煙者および非喫煙者計消費	価格の係数	-0.24*	-0.066	-0.12*
	価格弾性値	-1.4	-0.32	-0.66
喫煙参加率	価格の係数	-0.50*	-0.013	-0.009
	価格弾性値	-1.3	-0.29	-0.25
喫煙者の消費	価格の係数	-0.065	0.012	-0.10
	価格弾性値	-0.17	0.029	-0.20

*は5%で有意

引上げが有効なのである。なお、若い年代においてタバコ消費量および喫煙参加率の価格弾性値が高いことは、Lewit, Coat および Grossman の研究でも報告されている。

以上の結果においては、性差はダミー変数で処理されて来た。これは、男と女の価格の係数は等しいという制約下にあることを意味する。そこでデータを男女別に分けて回帰分析を行った結果を表 I-3 に男の分のみ示す。女の回帰分析結果は、価格の係数はすべて有意でなく、かつ弾性値も低く、タバコ消費および喫煙参加率は価格にあまり感応的ではない。このため女の分は省略されている。男については被説明変数はより価格に感応的である。20歳~26歳の年齢層において、全体の消費の価格弾性値は、男女計については-0.89であったが、男については-1.4、(女については-0.3)である。喫煙参加率の弾性値は男女計で-1.3である。しかし価格の係数は年齢層で異なり、25歳~35歳では有意でない。36歳以上の年齢層ではそれは有意であり、この年齢に対してタバコ税引上げは喫煙量削減効果をもつ。

以上の分析結果をまとめると、次の通りとなる。(1) タバコ消費量の価格弾性値は-0.42である。(2) 25歳以下の男の年齢層においてタバコをすい始める決定は価格に弾力的である。(3) 価格の効果は女よりも男において大である。

この結論は、連邦政府がタバコに対する税を引上げることにより、喫煙を減らす政策を将来試みる余地のあることを示している。短期の価格効果は大きくないが、長期の効果は喫煙参加率を通じて大きなものとなる。まず若い世代の喫煙参加率を減少させれば、それが継続することによって次の世代の喫煙参加率も低下し、長期的には大きな効果をもたらす。

価格引上げの効果として、タールやニコチンの多い銘柄への切换え、より深くすい込むこと等がKrasnegor, GoriやBockにより研究されている。Harrisはタールとニコチンによって税の影響を分析しているが、それは喫煙者についてのみである。喫煙参加率の低下による効果の方が大きいのである。

以上が論文の要約である。喫煙に関して

は医学上の研究だけでなく、経済上の研究も数多く行われており、この論文の他にも喫煙量に与える所得、学歴、社会的地位等についての影響の計測の研究が、精力的に行われている。この論文では、説明変数として学歴、婚姻関係、地域等のダミー変数、所得、労働力、健康状態等の多くの変数が使用されているが、分析はほとんど価格のみに集中されている。この論文における最も大きな問題は、回帰式の決定係数が大部分0.1を下廻っていることである。すなわち喫煙量や喫煙参加率が26もの説明変数を使用しても、なおほとんど説明できていないのである。回帰係数が有意であっても、説明力が低くてあまり有益な結論とはいえないであろう。より深いFact Findingが必要と思われる。しかしながら、たとえ R^2 は低くとも、問題にアプローチ可能なだけの保健インタビュー調査のデータ・テープが購入できることは、すばらしいと思う。

II 教育年数と健康—喫煙との関連から

P. Farrell and V.R. Fuchs, "Schooling and Health: The Cigarette Connection," Journal of Health Economics, Vol. 1, No. 3 (December 1982)

牛 丸 聡
(青山学院大学専任講師)

本稿は上記の論文の内容を紹介するものだが、その前に、研究の流れにおけるこの論文の位置づけに関して、簡単に述べておこう。

健康 (health) の増進にとって、医療 (medical care) は極めて重要な要因である。しかし、健康というアウトプットは医療だけではなくその他様々な要因・インプットを総合して生みだされる。そこで、最近のアメリカではそのような視点に立ち、健康に影響を与える医療以外の各要因に対して関心が向けられ、どのような要因がどの程度健康に影響を与えるかが分析されている¹⁾。

その中でもとりわけ興味深いのは、教育年数 (schooling) と健康 (health) との関連である。両者の間に正の相関があることは実証分析で明らかにされているが、その結果に関しては二通りの解釈が可能である。(1)一つは、修得教育年数の増大が健康増進の原因となっているというものである。そして、(2)もう一つは、両者の相関の背後には第3の変数が存在し、それが、両者に影響を与えているという解釈である。

その問題に関して、Grossman[2]は人的資本 (human capital) の理論に基づいて、教育年数の増大は各個人を自分の健康をより効率的に生みだすような人間へと変化させるという仮説をたてている。すなわち、前述の(1)の解釈をとっている。はたして、この解釈は正しいのだろうか。それとも、前述の(2)の解釈の方が妥当なのであろうか……。

本稿が紹介する Farrell and Fuchs の論文

は、これまで述べてきたような研究の流れに続くものとして位置づけられる。したがって、この論文は教育年数が健康に及ぼす影響を検討することを意図している。しかし、実際の分析では教育年数の健康状態 (health status) そのものに与える効果ではなく、健康状態の重要な決定要因である喫煙 (cigarette smoking) への効果を検討することを介して、健康状態への効果のみようとしている。

それでは、Farrell and Fuchs の論文の内容に関して概観しよう。まず最初に、この分析が使用したデータについて述べよう。

1979年の秋に、カリフォルニアの4つの小さな市に住む家計から無作為に選択された12歳～75歳の住民を対象として、スタンフォード心臓病予防計画 (Stanford Heart Disease Prevention Program, SHDPP) による個人インタビューが実施された。Farrell and Fuchs はこのデータから1183の個票を選び、それを用いて分析を行っている。データからは次のような情報が得られる。各人が17歳・24歳の時に煙草を吸っていたか否か。現在までに修得した教育年数。そして、父親の修得教育年数。

これらの情報を用いて、Farrell and Fuchs は主として二つの事柄を検討しようとしている。(1) 前述したように、教育年数の違いが喫煙の違いの原因となっているか……。 (2) 喫煙が健康に有害であるという情報が普及することによって、教育年数と喫煙との関係が変化するか……ということ。

17歳の時点にせよ、24歳の時点にせよ、

データから得られる各個人の喫煙に関する情報は、喫煙していたか、それともしていなかったかという事柄にすぎない。このように限られた情報を用いて、喫煙に影響を与える要因と喫煙との関係を回帰分析することはできない。そこで、喫煙・非喫煙に影響を与える要因と喫煙確率との関係をよりの確にするためにロジット・モデル (logit model) が想定されている。²⁾

被説明変数としての喫煙確率 (a 歳 (17あるいは24) の個人の立場からみて、ある条件が与えられた場合に喫煙するであろうと予測される確率, P_a) とそれに影響を及ぼす説明変数としての各要因 ($x_i, i=1, 2$) とを関係づける関数として、次のような累積ロジスティック確率関数 (cumulative logistic probability function) が想定される。

$$\textcircled{1} \quad P_a = \frac{1}{1 + \exp[-\beta_0 - \beta_1 x_1 - \beta_2 x_2]}$$

喫煙に影響を及ぼす説明変数としては、自らが修得した教育年数 (x_1 , ただし、12～18年間) と父親の修得教育年数 (x_2) だけを取り上げている。

推定は最尤法 (the method of maximum likelihood) を用いて行われる。いま N 人からなるサンプルがあったとしよう。 i 番目のサンプルの確率は P_{ia} で示される。 N 個のサンプルを喫煙した者 ($i=1, \dots, N'$) と喫煙していなかった者 ($i=N'+1, \dots, N$) というように並べると、最尤関数は次のように表わされる。

$$\textcircled{2} \quad L_a = \prod_{i=1}^{N'} P_{ia} \prod_{i=N'+1}^N (1 - P_{ia})$$

②式の P_{ia} に①式を代入し、さらにその対数をとった次のような式を考える。

$$\textcircled{3} \quad \log L_a = \sum_{i=1}^N \log p_{ia} + \sum_{i=N+1}^N \log (1-p_{ia})$$

β_0 , β_1 , そして β_2 という未知の係数は,

③式を β_0 , β_1 , β_2 というように各々で偏微分して, それをゼロに等しくさせることによって推定される。

Farrell and Fuchs は以上のようなデータおよびモデルを用いて分析を行っている。その場合, 男女別, 17・24歳別の推定に加えて, コーホート (cohort) 別にも推定している。各人が属するコーホートとは, 17歳の時にその人が次に示す期間のどれに属するかに応じて定義される。

- ①1921～41, ②1942～52, ③1953～63,
④1964～72

このような期間分類は, 第二次世界大戦の始まった1942年, 喫煙と肺ガンとの関係を扱う論文が初めて登場した1953年, および喫煙と健康に関する最初の Surgeon General's Report が公刊された1964を境に行われている。

すべての推定結果は表II-1にまとめられている。前述したように, Farrell and Fuchs は主として2つの事柄の検討を目的としていたが, そのことは表II-1に示された係数 (β_1) の比較によって行われる。

まず, 第1の教育年数の違いが喫煙の違いの原因となっているかという事柄は, 1つのコーホートに注目して, そこにおける17歳の時の β_1 と24歳の時の β_1 とを比較することで明らかとなる。17歳の時点では, 修得教育年数はほとんどの人々にとって同じである。したがって, 現在までに修得した教育年数の違いは17歳以降24歳までの間に

形成されたものと考えられる。もしも17歳以降教育年数が追加されることによって喫煙行動に影響があるならば, 教育年数と喫煙確率との関係を示す β_1 が17歳の時と24歳の時とでは大きく変化するはずである。表II-1をみると, ほとんどのコーホートにおいて違いはない。このことから, Farrell and Fuchs は次のように述べている。24歳の時に観察される教育年数と喫煙確率の関係はすでに追加的教育が得られる前の17歳の時に現われている。したがって, 追加的な教育は喫煙確率の違いの原因にはならない。何故ならば, 教育の追加は係数 β_1 の大きさに何ら限界的効果を与えてはいないからである。

次に, 第2の検討事項に目を向けよう。喫煙が健康に有害であるという情報が普及することによって, 教育年数と喫煙の関係が変化するかという事柄は, 17歳か24歳のどちらか一方に注目して, その β_1 の大きさをコーホート間で比較することで明らかとなる。一つを除いてすべてが負の値であるにもかかわらず, 1953年以前の二つのコーホートの場合, β_1 の値は小さい。それに, どれもゼロとは有意に違ってはいない。一方, 1953年以後のすべてのコーホートの β_1 は, 1953～63年の女性の24歳の時点を除けば, ゼロと有意に違ふし, かなりの大きさの負の値となっている。こうした推定結果と前述したコーホートの分類方法から, Farrell and Fuchs は次のようなことを述べている。1953年以前は喫煙と不健康との関連についての公的議論はほとんどなかった。また, 1964年以前には明白な反喫煙政策は

海外文献紹介

表 II - 1

変数	男				女			
	1921~41	1942~52	1953~63	1964~72	1921~41	1942~52	1953~63	1964~72
17 歳における喫煙								
教育年数 (β_1)	-0.098 (0.123)	-0.141 (0.110)	-0.487 ^c (0.131)	-0.317 ^c (0.100)	0.026 (0.127)	-0.130 (0.152)	-0.305 ^b (0.136)	-0.454 (0.122)
父親の 教育年数 (β_2)	-0.065 (0.057)	0.115 (0.068)	0.033 (0.066)	-0.083 (0.051)	0.012 (0.074)	0.059 (0.073)	0.122 (0.068)	-0.040 (0.057)
β_0	0.851 (1.618)	0.217 (1.528)	5.984 ^c (1.728)	4.614 ^c (1.362)	-2.664 (1.690)	-0.736 (1.947)	1.407 (1.630)	5.556 ^c (1.546)
N	130	98	120	178	189	130	143	195
\bar{P}	0.262	0.327	0.375	0.287	0.101	0.131	0.210	0.246
24 歳における喫煙								
教育年数 (β_1)	-0.078 (0.104)	-0.154 (0.101)	-0.490 ^c (0.125)	-0.352 ^c (0.090)	-0.108 (0.084)	-0.160 (0.100)	-0.098 (0.091)	-0.305 ^c (0.094)
父親の 教育年数 (β_2)	-0.012 (0.049)	0.103 (0.066)	0.090 (0.063)	-0.092 (0.049)	0.098 ^b (0.049)	0.021 (0.051)	-0.020 (0.051)	0.004 (0.049)
β_0	1.766 (1.366)	1.349 (1.444)	6.541 ^c (1.681)	6.065 ^c (1.290)	-0.011 (1.087)	1.589 (1.307)	1.521 (1.193)	3.706 ^c (1.209)
N	130	98	120	178	189	130	143	195
\bar{P}	0.646	0.520	0.617	0.455	0.365	0.408	0.483	0.379

12~18年の教育年数を修得した24~75歳の男女を対象として、性別・年次コーホート別^a、17・24歳の時点別に行った喫煙確率に対する最尤ロジット分析の結果。括弧内の係数は標準誤差を示す。

- a 各個人は17歳の時に属するコーホートに分類される
- b 5%で有意
- c 1%で有意

(原典) Farrell and Fuchs の論文の225頁の Table 1 より引用

ほとんどなかった。したがって、1952年を境にしたコーホートの間で β の値が変化したということは、教育年数による喫煙の違

いが健康への関心によって動機づけられたと言えよう。

ここに示したFarrell and Fuchsが導きだした結果の中で特に注目すべきなのは、前者の結果であろう。これは、本稿の冒頭で触れたGrossman[2]の仮説を否定するものであり、教育年数と喫煙（間接的には健康）との相関の背後に第三の変数が存在することを示唆するものである。事実、Farrell and Fuchsは論文の最後でその候補として各個人の時間割引（time discount）の違いについて簡単に言及している。時間選好が異なれば、その影響が修得教育年数にも喫煙行動にも及び、結果的には両者の相関がみられるというものである。この解釈の基礎には、Grossman[2]とは違った意味で、人的資本理論の応用がある。重要なのは、時間選好の違いが修得教育年数や喫煙行動に影響を与えるのか、それとも修得教育年数が時間選好率そのものを変化させて喫煙行動に影響を与えるのかである。この事柄については、Fuchs[1]を参照されたい。

ところで、Farrell and Fuchsの論文の掲載されたJournal of Health Economicsの同じ号に、Farrell and Fuchs論文に触れているWarner[7]の論稿がのっているので、あわせて読むことをお勧めしたい。

注1) Grossman[3]参照。

注2) Farrell and Fuchsはロジット・モデルの具体的計測方法について説明していない。そこで、筆者なりの解釈に基づいて、以下の説明を行う。

なお、ロジット・モデルについての詳細については、Pindyck and Rubinfeld [5]、を参照されたい。ロジット・モデルを用い

た我が国の研究としては、島田他[6]、本川・森[4]があるので、興味のある方は参照されたい。

〈参考文献〉

- [1] Fuchs, Vitor R., "Time Preference and Health: A Exploratory Study," in V. R. Fuchs, ed., Economic Aspects of Health, Chicago, The University of Chicago Press, 1982, pp. 93-120.
- [2] Grossman, Michael, "The Correlation between Health and Schooling", in N. E. Terleckyj, ed., Household Production and Consumption, New York, Columbia University Press for the National Bureau of Economic Research, 1975, pp. 147-211.
- [3] ———, "Government and Health Outcomes," American Economic Review, Vol. 72, No. 2 (May 1982), pp. 191-195.
- [4] 本川明・森隆司「高年齢者の就業率変化に関する要因分析———〈高齢者就業等実態調査〉個票データを用いた“拡張”ロジット分析———」, 『労働統計調査月報』第33巻5号, 1981年5月, pp. 4-21.
- [5] Pindyck, Robert S. and Rubinfeld, Daniel L., Econometric Models and Economic Forecasts, second edition, McGraw-Hill, 1981.
- [6] 島田晴雄他著, 経済企画庁経済研究所編『労働市場機構の研究』, 経済企画庁経済研究所研究シリーズ第37号, 大蔵省印刷局, 1981年.
- [7] Warner, Kenneth E., "Smoking and

Schooling: In Search of the Missing Link”
Journal of Health Economics, Vol.1,
 No. 3 (December 1982) : pp.291-298 .

III 時間選好と健康

V. R. Fuchs, “Time Preference and Health: An Exploratory Study,” In V. R. Fuchs, ed., Economic Aspects of Health, N.B.E.R. 1982.

三 上 芙 美 子
 (社会保障研究所研究員)

個人の健康に関する行動（以下、健康行動という）は、将来の便益（benefits）のために現在のコストを受け入れるという「投資」の要素を含んでいる。ここで、現在のコストとは健康投資のための経済的コストだけでなく、心理的コスト（ダイエットや禁煙の際の享楽の損失）や時間的コスト（たとえばジョギングに費やす時間）をも意味する。これに対して、期待される便益は、疾病や死亡の確率の減少という形をとることになる。

健康行動に個人間でばらつきの認められるのは、このような現在費用と将来便益との間の選好に関する個人差によるかもしれない。時間選好の問題は、これまでに多くの経済学者や心理学者によって論じられてきた。一方、健康にかかわる個人の行動（喫煙、ダイエット、etc.）の効果についての研究も数多い。しかしながら、時間選好と健康との相互関係を経験的に分析した

例は、まだほとんど見当たらない。アメリカにおいて健康の要因分析からよく報告されるのは、健康と学校教育とが強く関連していることである。これらの間の相関は、主としてGrossmanによって経験的に見出されている。しかし、学校教育が健康に（ポジティブな）影響を及ぼすメカニズムは、それほどはっきりしていない。

Fuchsは以上のような背景を踏まえて、本論文では、時間選好が健康行動や健康状況にポジティブな効果を与えるという仮説をたて、学校教育と健康との間に観察される相関関係にも時間選好が介在しているという可能性を経験的に示そうとした。以下にその概要を紹介する。

時間選好の個人差が学校教育と健康の相関関係を説明することのできるルートは、2つある。第1のルートは、学校教育および健康行動のそれぞれが時間選好に依存することによる。時間選好の個人差は、親の教育や所得などに影響されて比較的年少のころに確立するもので、時間割引率の低い者は、長期の学校教育に投資すると同時に健康増進活動にも投資するであろう。したがってこの場合、学校教育と健康の間には直接の因果関係はないにもかかわらず、相関関係が観察されるというわけである。

第2のルートは、学校教育が時間選好に影響を与え、これが健康投資を促すという可能性である。これらの2通りの仮説を開数形で表わすならば、つぎのように書ける。

第1のルート

学校教育 = f (時間選好, その他変数)

……………(1)

健康状況 = g (時間選好, その他変数)

……………(2)

第2のルート

時間選好 = h (学校教育, その他変数)

……………(3)

これらの関係式は、あとでみるように、クロスセクション・データによって推計される。ここで用いられたデータは、1979年11月にStephan and Ann Coleによって実施された電話インタビューによる個人調査で、ニューヨーク市東部の2つの地区に在住する25~64歳の男女約500人を対象とするサンプルである。質問の内容は、家族の背景や社会、経済的要素の他に、時間選好、健康状況、および健康行動を測定するものであった。とくに難かしいのは時間選好の尺度であるが、この調査では、いくつかの方法によって測定している。

その1つは、一定額の現金を今受けとるか (“now”) 又はより多額の現金を将来に受けとるのを待つか (“wait”) の2者択一の質問である。たとえば、「あなたは、今1,500ドル(賞金)をもらうのと5年後に4,000ドルをもらうのと、どちらを選びますか?」と問う。金額と将来時期の組み合わせによって6通りの質問をする。それらに対応するインプリシットな利子率は、最小の10.1%から最高51.1%までの範囲にわたる。予想どおり、現在を選択する回答者の割合はインプリシットな利子率が高くなるほど減少する。これらのインプリシットな利子率による質問に加えて、エクスピリシットな利子率(6%~50%)によ

る段階的な質問も行なっている。また、インプリシットな利子率の実質水準に影響する変数として、期待物価上昇率の高さも質問している。

さて、このようなパイロット調査データから(1)~(3)式を計測して、Fuchsは、学校教育と時間選好との間に相関関係がほぼ認められるという結果を得た。つぎにこれらの計測結果を概観しておこう。

表III-1 時間選好関数の回帰係数

説明変数	女 (N=969)	男 (N=939)
Question compound implicit interest rate (% per annum)	-.011**	-.013**
AGE	.002	-.002*
PARED	.013**	-.030**
LIVPAR	.105**	.058
CATH	-.078*	-.018
JEW	-.137**	-.086
EXINFL	.013**	.005
≤ 12 YRS	.087*	.142**
≥ 16 YRS	-.138**	.161**
ADJ INC	-.016**	.004
定数項	.648	1.063
R ²	.210	.193

(注) 回帰式は、個人×質問の観察データに基づいている。
回帰係数は、普通最小自乗法(OLS)による。
* 5%で有意
** 1%で有意

順序は逆になるが、(3)式の時間選好関数は、従属変数に個人が“now”を選択する確率をとり、説明変数として学校教育年数ダミー（≤12YRS：12年以下，≥16YRS：16年以上）のほかに、年齢（AGE），両親の学校教育年数（PARED），両親との同居期間（LIVPAR），宗教（CATH, JEW），期待物価上昇率（EXINF），世帯員数調整済み世帯所得（ADJINC）を採用している。表III-1はその主な計測結果である。それによると、学校教育の影響は、女子については期待通りで係数は統計的にも有意である。すなわち、教育水準が低いほど現在志向が強く、高いほど将来志向が強くなる。男子については、「教育年数16年以上」の符号はコンシステントでないが、「教育年数12年以下」の係数は期待通り正で有意に推定されている。インプリシットな利子率は、男女とも有意な負の係数を持ち、利子率が高いほど“now”を選択する確率が低くなることを示す。年齢および両親との同居期間は、男子については有意な負の係数を得る。また、カトリック教徒やユダヤ人である場合は、現在志向が弱くなる（係数がいずれも負符号）ことがとくに女子について有意に示される。

表III-2は、学校教育に対して時間選好、その他の変数が影響するとした(1)式の回帰計測結果である。そこでは、時間選好を表わす新しい説明変数にインプリシット・レイト（IMPINT：implicit interest rate）が用いられている。この変数は、さきほどの調査で時間選好の6通りの質問に全部“wait”と回答した場合を5%，全部に

表III-2 学校教育関数の回帰係数

説明変数	女(N=162)	男(N=157)
AGE	-.035**	-.035
IMPINT	-.019*	.003
EXINFL	-.032	.106*
PARED	.223**	.137
LIVPAR	1.252*	1.398*
CATH	.082	-1.346**
JEW	1.276*	.899
定数項	12.116	12.505
R ²	.274	.273

(注) * 5%で有意
** 1%で有意

“now”を選択した場合を60%とした、5%~60%の指標である。このインプリシット・レイトの回帰係数は女子については有意な負の推定値が得られ、“now”を多く選択する者ほど学校教育年数が少ないことが示された。ただし男子については、有意な関係は計測されなかった。期待物価上昇率は、男子については期待通り正の係数が有意に計測されたが、女子についてはその逆である。属性変数は期待通りの効果を示している。すなわち、両親の学校教育水準も両親との同居も、本人の学校教育年数を増大させる効果をもつという結果が得られた。

つぎに、健康が時間選好に依存するという(2)式の関係は、2通りの健康指標データを用いて計測されている。第1の健康指標は、調査対象者の自己判定によるもので、excellent, good, fair, poorの4段階をと

る。第2の指標は、4種類の健康尺度から計算された複合指標である。すなわち、自己判定でexcellent、病気の徴候なし、医療の利用度がきわめて低い、1マイルのジョギング可能、の4種類の尺度に(Yesの回答に)それぞれ.25の値をつけるものである。回帰式の説明変数には、時間選好を表すインプリシット・レイト (IMPINT) のほかに、学校教育年数、期待物価上昇率、および年齢を導入している。これら2通りの代替的な健康指標を従属変数として計測した結果、第1の指標を用いたときは、時間選好よりも学校教育の方が健康に有意な影響を与えることが示され、第2の指標を用いた回帰式からは、時間選好の効果の方が学校教育よりも有意であることが示された。健康状況の尺度のとり方によって、結果が違ってしまふようである。

以上の分析からFuchsは、時間選好が学校教育に関連していること、時間選好は健康投資や健康状況ともある程度関連していること、ただし、ここでパイロット調査か

ら見い出された関係は、とくに強いものではない、と結論している。さらに、学校教育と時間選好との間の相関はほぼ認められるとしても、これらの“因果関係”については、さらに検証が必要であるとしている。

Fuchsは健康を時間選好の関数とした(2)式を計測するとき、学校教育変数をさらに説明変数として含めているが、それは、時間選好が健康と学校教育の両方に別々に影響するとした第2仮説と整合的でない。また、時間選好変数と学校教育変数との間のマルチコリニアリティという統計的問題もあり得る。

時間選好の尺度としての2者択一的な質問によるインプリシット・レイトの測定は、回答者の3分の1は矛盾した回答をしている(ただし回帰式の計測には除外)など、必ずしも満足なものではない。健康の尺度も、回帰式の計測結果を左右することから、より適切な測定方法を工夫する余地がある。

今後に残された問題として、調査方法の改良、変数の測定の正確化、モデルの特定化の再検討が指摘されている。

イギリスにおけるソーシャル・ポリシーの経済学

城 戸 喜 子

(社会保障研究所主任研究員)

はじめに

経済学の立場から福祉・社会政策 Social Policy の概論を体系化しようとする場合、どのような視点から、どの範囲で課題を選び体系的に構成するかという問題に直面する。そこでソーシャル・ポリシー論の本場であるイギリスで経済学者が、福祉従事者のために、どのような福祉の経済概論をまとめているか二種のものを取り上げてみたい。一つは社会サービスを、社会政策の背景となる人口、所得・資産分布及び税制との関連でとらえるために、そうした背景自体を十分に考察し、しかる後に各社会サービスの経済的分析を行い、背景との関わりの中で再分配効果や平等化を問うのもである。

もう一つは、社会政策がマクロ経済の仕組みの中にどのように組み込まれているかを明らかにしようとするものであり、社会政策のための資源をどのように経済全体の中から供給するかとか、社会政策が経済全体または、その或る部分にどのように影響するか、あるいは逆に経済全体からどういふ影響を受けるかという視点に立つもので

ある。前者は、C. Sandford, Social Economics, Heineman Educational Books, 1977 であり、後者は、J. Sleeman, Resources for the Welfare State, Longman, 1979 である。両書とも、やや発行年が古いが、社会政策(ソーシャル・ポリシー)の経済学の標準的な概説書と考えられるので、敢えて取り上げた。尚、どちらもイギリスの経済と社会とを素材にして論じており、Sandford は、University of Berth の、Sleeman は Glasgow University の Economics Professor であることをつけ加えておく。

以下ではまず、Sandford の著書の紹介を、背景の分析を中心に行い、次いで Sleeman の著書を取り上げたいと思う。

1. Sandford C, Social Economics について

同書の構成は次の通りである。

- I. 混合経済に於ける社会経済学
- II. 人口的背景
- III. 社会サービスの経済的側面
- IV. 安定と成長

第 I 部では冒頭で、社会政策の経済的側面を担う社会経済学の内容が現定される。

すなわち社会経済学では、人口、社会的サービス、雇用と失業、貧困と所得・富の分布及び環境が分析の対象となり、結局生活水準と生活の質とに関する問題を扱うのが社会経済学であるとされる。しかしこうした問題を扱う場合には、必然的に経済の公共部門、特に政府支出の側面と緊密に関わらざるを得ず、社会経済学は混合経済の政策問題に関する学問であると言い直すこともできる。

第II部の人口的背景では、イギリスに於ける18世紀末からの人口の趨勢、性比、平均寿命、人口構造特に年齢分布及び稼働世代への依存率が叙述され、最後に将来人口予測が行われる。

第III部では、市場機構による富と所得の不平等分布を国がどのように削減してきたかを検討する。ここで重要な点は、国による介入が、市場の齊す効率と自由との利点を損わなかったかあるいは損わないかである。

現実の所得分布を分析するには、所得の定義と種類、分布の不平等度を測る尺度の種類、イギリスに於ける所得分布統計の利用可能性と欠陥等が検討されねばならない。このような準備の後に初めて実状が分析される。それは第一に、稼得所得、投資所得及び移転所得の三分類で示され、稼得所得に於ける差の原因は、職業の相違であることが明らかにされる。

次に課税前と課税後につき、個人所得の分布の差が比較され、再分配に於ける税制の役割が考察される。所得の不平等は累進所得税によって削減されるが、所得税は生

産要素の価格を変え、価格機構の効率性を損なう傾向がある。従って不平等の削減と効率との間には対立の存することを念頭においた上で実質所得の分布変更には政府がどの程度介入できるかを問わねばならない。又、所得税課税の実施に当たっては、控除の種類と税率とが重要な鍵となろう。すなわち、そこを超えると産出と所得とがより少なくなる点があり、生産効率と分配との二律背反の中で税体系を構築しなければならないのである。

こうした観点からみると、イギリスの所得税の最高限界税率は異常に高い。従って生産に悪影響を与えていると言えよう。改善方法としては、課税ベースを拡げ、現在の比例税的課税方法から、累進税に徹すること。又、限界税率を上げずに所得の不平等を減らすには、所得控除を廃止してタックス・クレジットか現金給付に変更することが考えられる。更に投資所得の比重は小さいながらも非常に不平等であるから、資産分布の不平等を削減する必要のあることも述べられる。

所得分布の不平等は貧困の問題へと導いてゆく。イギリスに於ける貧困の実際的定義は、補足給付水準である。補足給付委員会の報告によると、1948年に於ける補足給付支給者は100万人、1975年の支給者は275万人であり、家族を含めると450万人になり、全人口の約8%と思われる。この他に低所得者が3%程いる。このように低所得者の多い理由の一つには、国民保険制度下の給付がベヴェリジの描いた水準に設定されなかったことがある。もう一つの理由は、

家族手当の支給額が低いことである。¹⁾尚、補足給付水準以下にある人口を見ると、低賃金専従労働者、国民保険の非適用者で且つ補足給付の有資格者及び国の退職年金受給者で、所得が補足給付以下の退職者等であることが分る。

イギリスに於ける貧困の問題を取り上げる際には、社会保障制度と税制との調整を欠くために起る貧困の罨という現象について述べねばならない。それは稼得収入の増加が、増加以前に支給されていた社会保障給付の停止と増収による税額の増大とによって相殺され、差引の結果はむしろ減収となる現象を指す。これは労働意欲を非常に削ぐであろう。

満足な「貧困からの救済」制度の基準としては、貧困から救助できる十分な給付を保障するものであること、受給者の尊厳を損わないものであること、給付費と管理費とができるだけ小さいものであること、濫用され難いものであること、労働意欲や貯蓄意欲を妨げないものであること等が挙げられている。現行制度はこれらの基準を満たしていない。これに代わり得る制度としては、社会的分配分、負の所得税またはタックス・クレジットの制度及びベヴァリジ原則に戻った個別的対応が考えられる。

社会的分配分は資産調査なしで一律であるため恥辱感なく高い利用が期待され、また隠れた限界税率のないことが利点と言えよう。しかし、所得税制の完全な改革が必要なこと、非常に費用のかかること、労働阻害が特に低所得層で大きいこと、個別の状況に合うような複雑な給付がこのような

制度に組み込まれ得るかというところに難点がある。

負の所得税制度の利点は、社会的分配分と同じく利用率の高いであろうこと、国民保険料や税との重複を避け得るという点にある。他方、難点としてすべての人が税申告をしなければならないこと、貧困からの救助の要請と経済効率との間の相克、免税点の大幅な上方移動と所得税率の急激な変更の必要とが挙げられる。代替的制度としてのタックス・クレジット案は、税制上の控除と社会保障給付とに部分的に代るものであり、基礎控除、家族手当、家族所得補足給付とおきかえられる。そしてその効果から見て、低額年金受給者と児童のいる低賃金稼得者を救うものであると言えよう。欠点は十分な給付に費用のかかり過ぎること、資産調査付給付を多く残すこと、補足給付受給者を含まないこと、給付の多くが貧困でないところにゆくこと等である。ベヴァリジ原則に戻った個別対策としては、国の退職年金給付を補足給付の水準に上げること、貧困の一大原因である多子世帯対策として、税制上の児童扶養控除を廃止し、児童手当を増額すること、²⁾最低賃金制の導入、地方政府毎の資産調査付給付の標準化、すべての資産調査を所得税後ベースに変更すること及び住宅政策の秩序化等である。

投資所得の不平等を起す資産分布の不平等については、その最大の理由が相続にあ

注1) 1975年時点での叙述である。

注2) その後、1979年に税制と社会保障の統合が行われ、すべての児童に手当を支給することとなった。

ることを指摘し、資産移転税、年次資産税及び資本利得税の効果について分析している。

資産移転税は生存者間の贈与に際し、または死亡によって資産の保有者が変わったときに支払われ、他方年次資産税は、個人の純資産の全ストックに定期的に課され、その税率は比較的軽く累進的なものである。又資本利得税は資産の取得価値と実現価値との差に課される。これらのうちどの税を用いるかは富の哲学、行政上の実務及び経済的效果による。経済的效果としては、事業と貯蓄への悪影響、農業への影響及び脱税等が考えられる。これらの点を総合すると、混合経済に於ける不平等削減の最も適切な形は、相続税をより複雑にして贈与税と合体した資産取得税であると思われる。

こうした背景の下で、教育、保健サービス及び住宅といった個々の社会サービスの有効性が問われ、最後にインフレ、失業、経済成長及び環境等の社会政策への影響が取り上げられる。結局本書は、大きな背景や関連施策と共に社会サービスを検討することの重要性を明確に打ち出して書かれたものと言えよう。

2. Sleeman J, Resources for the Welfare Stateについて

本書は全体で8章に分かれ、最初の章で福祉国家の定義と目的とを述べ、続く前半の3章で、社会政策を行う福祉国家イギリスがそのための財源を経済循環の中から具体的にどのように抽出し、それをどのよう

に用いて来たかを叙述する。そして続く後半の3章では、福祉国家が経済に与える悪影響の可能性と福祉国家の存在意義とを検討し、続いてイギリスの福祉国家としての成功度を分析し、社会政策分野に於ける市場機構の役割の限界と、その限界内でのより有効な働き方を考察した後に、最終章でイギリスに於ける福祉政策の将来展望を行うといった構成になっている。

次にやや詳しく各章の内容を見てゆこう。先ず第1章では、社会の福祉促進のため社会的サービスを準備するのに政府が積極的な役割を果す国を福祉国家として定義し、社会的サービスの内容が所得保障と現物サービスであること。更に現物サービスとは医療、教育、対人福祉サービス及び住宅であり、機会の不平等を訂正するためのものであることが示される。続いて社会的サービスの経済的性質が解明される。それによると社会的サービスは、便益が個人に帰属する、従って市場での供給が可能な準公共財であるが、社会的に最適な供給と消費とは市場によるだけでは達成されず政府による公的供給を必要とする。その理由は、公的利益の存在、機会の再分配の必要、規模の経済性及びパターナリズムであると言えよう。従ってこれらサービスの供給量は、政治の次元で決定されることになる。

ところで福祉国家の目的には三つのものが考えられる。第1の目的はすべての人に最低保障を行うこと。第2の目的はミニマムの上に、人々のニーズに応じた有効な保障を行うことであり、所得比例年金を例として上げることができる。第三の目的は、

所得と機会との平等化の促進である。

第2章は政府部門の経済学と題され、政府による社会サービスの提供が、政府部門の社会サービス支出として現れること、財源調達には課税、利用料金の徴収、政府借入、及び信用創造という手段のあることが示される。

又、公共支出が経済に与える影響は、収入がどのように得られたかということや、その時の経済活動の状況にもよることが指摘される。更に社会サービスの公的提供には、公教育、NHS、対人福祉サービスのような現物給付の形、大学補助金、奨学金のような民間によるサービス供給への補助金の形、現金給付及び租税控除という四種の形のあることが示される。

第3章では、イギリスに於ける社会サービス支出の増大過程を他の先進国に於ける状況と比較しながら記し、そうした急速な増大過程の理由を探り、今後の急速な増大を阻む要因について検討している。社会サービス支出の急速な増大の理由としては、都市化工業社会での必要性、こうしたニードを満たし得る財源の豊かさ、政治的要因、二つの大戦の効果、経済的イデオロギーの変化、人口要因、社会的サービスの利用率の増大、質の向上、相対価格の変化等を挙げている。又、今後の急速な増大を阻む要因としては、重すぎる課税や国際収支の悪化を直ぐに思い浮かべ得る。

第4章は、福祉国家の急速な拡張を可能にする資源をイギリスがどこに見出して来たかという問いに対し、租税、利用料金、政府借入金及び信用創造の四つを挙げ、そ

のひとつひとつをの理論的に検討している。

先ず、租税面では地方税のシェアの急落と中央政府の交付金の増大が目立ち、中央政府資金への依存の強さをうかがわせる。又、所得税の比率が上昇して来ており、社会保険料の果す役割は極めて小さいことが示される。

次に利用料金であるが、社会サービス導入の目的は所得と機会との不平等を改善することにあるから、料金を通じて収入を挙げ得る範囲は必然的に限られている。全体的にみると利用料金は、費用の非常に僅かな部分しか勘定に入れていないと言えよう。

借入金については、地方政府が長期資産に投資するために用いてきていること、地方政府の資本支出は社会サービスが主体であることが示される。例えば1976年には住宅が全体の52%以上、教育は14%、対人福祉サービスは2%であった。

他方1970年代半ばに於ける課税増大の影響を見ると、かなり低い所得層から国民保険料を支払っており、又、所得税免税点は補足給付の水準にあり免税点を上げることが急務であると主張される。

このように公共サービスの財源として租税に頼れる余地は少ない。従って公共支出増大のためには銀行からの短期借入に基づく信用創造を行わねばならない。しかし1970年代半ばからの信用創造による短期借入は、インフレ、ポンド危機を招き、借入とマネーサプライとの削減を通じて公共支出の抑制へと導いていった。結局、1970年代初めの福祉国家の急速な拡張は、イギリス経済に非常な緊張を強いたのである。

第5章では福祉国家の存在意義と経済への悪影響の可能性とが検討される。社会サービス支出の増大と共に、近年インフレ、工業生産の停滞、失業増大、設備投資の欠如が起って来た。こうした現象はどの程度社会サービス支出の過剰を意味しているのだろうか。勿論こうした現象には、社会サービス支出の過剰以外に多くの原因が考えられる。又、ベーコン・エルティスの非工業化論の批判も行われる。すなわち非工業化論は確かに1970年代初期のイギリスに一時的に存在した状況の分析としては多くの真実を含んでいるが、長期の、より根の深い説明としては疑問であるという。というのは第一に、イギリス工業で何故投資と技術革新とが少ないのかという説明を見出し得ない。第二に、1970年代初めの社会的支出の増大理由は、失業吸収のみではない。第三に、上述の現象はイギリスに限られていない等々の有力な反論がなされ得るからである。

第6章はイギリスに於ける福祉国家の成功度について述べているが、冒頭に掲げた福祉国家の三つの目標のうち、基本的ミニマムに関する限り、他の先進国に比べて包括的な福祉フロアを設定することに成功した、但しそれはかなり控え目なものであったと述べている。すなわち戦後イギリスの相対的貧困は依然として広範に存続しているからである。

福祉国家の第2の目標、平等化については、所得と各社会サービス、教育、保健、住宅及び対人福祉サービスとに分けて叙述される。それによると、イギリスに於ける

税制は所得の再分配に殆ど寄与していない。むしろ給付の帰着を通じて最低所得層と大世帯とに有利な再分配が現れているという。又、教育と保健サービスとの場合には平等化への努力に或る程度の効果が見られるが、制度自体に組み込まれた不平等にも注意すべきである。又、住宅の分野では過去20～30年の間にかなりの全般的進歩が見られたが、移民、非常な貧困層、若い単身者、片親家庭は依然として不利のままである。最後に対人福祉サービスは新しい分野であり、機会の不平等克服のための施策について、その有効性を検討するには時機尚早であると結論される。

不平等の克服にイギリスが全体として余り成功して来なかった第1の理由として、最も貧しい人々の間に労働組合が未組織であることとか、最低賃金制のないことが、或るグループの稼得所得を低く押さえる結果になっていることを挙げ得よう。第2には稼得所得のない人々の増大していることが挙げられよう。すなわち、平均寿命の伸長、慢性疾患、労働不能障害者、失業者、離婚者等の増大である。第3に低所得と社会サービスの利用可能性とが累積的に相互作用し、貧困の循環を生じていることが指摘される。これは社会サービスの組織法に問題のあったこと、部分的に施策目的に混乱のあったことにも依ってしよう。

第7章では、社会サービスの規模決定は一般的に政治的になされるが、価格・市場機構の利用の余地はどの位残されているかが検討される。ここでは先ず普遍主義と選別主義との理想と欠陥とが述べられ、続い

海外文献紹介

てそれら原則に基づく負の所得税やタックス・クレジット及び教育クーポン等の工夫が例示される。そしてその後で、社会的サービス支出の大半は公的資金から賄われるが、公的支出の効率的改善に於ける費用・便益分析や、費用・有効性分析の有用性が検討される。その結果、前者は政治的判断に基づく健全な決定に代わることはできないが、政治家や行政官はこうした分析を参考にすべきであり、後者は目標達成の為に費用を最小にする方法の発見に有効であることが指摘される。

最後の第8章は、イギリスの福祉国家としての将来展望であるが、それはイギリスと世界との経済的趨勢、社会的動向、政治の動き、イデオロギーの動き等によろう。

我々にできることは、現在分かっている要因が社会サービスの需要とその需要を満たす為の資金供給とにどのように影響するかの評価を行うことであり、社会政策上の優先順位を決定することであるという。例えば人口要因、社会サービスの利用率、サービスの水準等がどのように変化するかとか、資源、経済成長の見込、社会サービスに用い得る割合を規定する要因の動き等を検討

することである。又、満たさるべき最も緊急のニードは何かという政治的判断を下し、社会政策の分野間での優先順位を示すことを含むであろう。

以上、各章毎に主旨を要約したが、全体の結論としては、経済全体の性質を変える劇的な事が起こらない限り、社会的サービスの相対的大きさと機能とに基本的変化はないということが一つ。第二に、しかしそれらの急速な拡張期は既に終り、将来はむしろサービスの主な部門間の強調点に於ける変化が中心問題となるのであろうということである。

このように見てくると、同書は福祉政策のマクロ経済との関わり（一国経済への影響とそれからの制約）を、1960年代後半から1970年代前半にかけてのイギリスの場合につき理論的に検討し、その中で現在までの福祉政策の成果の評価と限界の指摘とを行ない、それらに基づきマクロ経済との関わりの中で福祉政策の将来動向を展望しており極めて興味深い。このような著作が日本について書かれることを望む次第である。

(1984.3.31)

海外社会保障カレント・トピックス (12)

1984年1～3月

厚生省大臣官房国際課

はじめに

今回は、1984年2月に、アメリカで85年度予算教書が議会に提出されたので、これを中心に、イギリスの84年度公共支出白書、西ドイツの年金制度の動向について述べてみたい。

まず、アメリカについては、予算教書から予算案全体の概要とともに社会保障関係につき盛り込まれている制度改正等も含めてまとめてみた。

また、イギリスについては、新年度の予算案の土台となる84年度公共支出白書について社会保障関係の改正点をも含めて概説した。

最後に、西ドイツについて、84年度における年金制度の改正を、被用者関係を中心に取り上げてみた。

1. アメリカ—1985年度予算教書

1984年2月2日、85年度(84年10月～85年9月)予算教書が議会に提出された。歳出総額が9,255億ドル(約217兆円)、歳入総額が7,451億ドル(約174兆円)となっ

おり、収支不足額が1,804億ドル(約42兆円)と大幅な赤字予算案である。この予算案には、本格的な増税も歳出削減も含まれておらず、11月の大統領選挙を控えて、財政再建構想も見送りとされた形になっている。この点について、大統領は財政再建を長期的課題として位置付け、今回予算案の小規模な節約努力はいわば頭金に相当するとし、今後の本格的な方策については超党派の検討を行いたいとしている。

歳出総額の伸びは8.4%と84年度の伸びを上回るが、その内訳を見ると国防費の伸びが14.5%であるのに対し、非国防費は6.2%と低く、国防優先の基調に変化は見ら

表1. 85年度予算総括表

(単位:億ドル、%)

年 度	84年度 (実績)	85年度 (予算)
1. 歳 出 (対前年度伸率)	8,538 (7.3)	9,255 (8.4)
2. 歳 入 (対前年度伸率)	6,701 (11.6)	7,451 (11.2)
3. 財政収支 (2.マイナス1.)	△1,837	△1,804

表2 85年度予算歳出内訳

(単位:億ドル)

項 目	1984年度			1985年度		
	(実績 見込み)	対前年度 増減額	伸 び 率	(予算)	対前年度 増減額	伸 び 率
[歳出内訳]			%			%
保健費	307	20	7.0	329	22	7.3
年金・医療保険	2,402	169	7.6	2,603	201	8.4
所得保障費	960	△102	△9.6	1,144	184	19.2
小 計	3,669	87	2.4	4,076	407	11.1
国防費	2,375	270	12.8	2,720	345	14.5
国債利払費	1,082	183	20.4	1,161	79	7.3
その他	1,412	38	2.7	1,298	△114	△8.1
歳出総額	8,538	578	7.3	9,255	717	8.4

れない。また、社会保障関係費については、今回予算案では大規模な節約策は盛り込まれておらず、伸びも11.1%と84年度の2.4%から大幅に高くなっている。これは大統領選挙を控え、「レーガン大統領は貧しい者にフェアでない」という世評をも考慮したものともみられる。

社会保障関係費の内訳及び盛り込まれている主要な改正点は、次のようになっている。

(1) 保健費

保健費については、伸び率が7.3%と84年度の7.0%をわずかに上回る程度にとどまっている。総額は329億ドル(約7兆7千億円)で、その6割以上がメディケイド関係費となっている。また、保健教育費について保健従事者の供給水準が適正であるとして7.2%の削減が図られているのが目につく。

予算案に盛り込まれている主な改正点としては、

① メディケイドについて、暫定的に導入された連邦補助金支払保留制度を85年度以降も継続するとともに、現在州の選択に委ねられている患者一部負担制を義務化する。

② 民間健康保険料事業主拠出金に係る税制上の優遇措置(全額免税)について、医療資源の乱用防止を図る見地から、一定の制限(免税限度月額—単身者70ドル、世帯175ドル)を設ける。

などがある。

(2) 年金・医療保険費

年金・医療保険費は伸び率で見ると、8.4%と前年度の7.6%を上回る率となっている。総額は約2600億ドル(約61兆円)で、そのうち6割が年金、4割がメディケアである。部門別に見ると、年金は82年度に制

定された社会保障改正法により財政危機が回避されていることから新規の提案はなく、物価スライドによる給付増、受給増及び過去の賃金ベースの上昇を見込んでいるにすぎない。

メディケアについては、14.2%と大幅な伸びとなっているが、その主たる要因は医療費の高騰である。このため、診療保険の保険料を1990年に5%に達するよう段階的に引き上げるとともに、一部負担額をCPIにスライドさせるとしている。さらに、医師診療報酬の改正を行わない、受給資格取得日の1月延期、任意制によるバウチャー制度の導入、医療品・サービス供給契約者選定につき競争入札制を導入するなどとなっている。

(3) 所得保障費

84年度において10%近い削減が行われた

表 3. 保健予算の内訳

(単位：100万ドル)

	84年度 (実績見込)	85年度 (予算案)	対前年比
保健サービス	24,647	26,550	7.7%
メディケイド	20,237	22,129	9.3
公務員健保	1,309	1,339	2.3
保健サービス	3,100	3,082	△0.1
保健研究	4,434	4,787	8.0
NIH	3,987	4,296	7.8
その他	447	491	9.8
保健教育	442	410	△7.2
消費者・労働衛生	1,143	1,168	2.2
合計	30,665	32,916	7.3

表 4. 年金・医療保険予算の内訳

(単位：100万ドル)

	84年度 (実績見込)	85年度 (予算案)	対前年比
社会保障年金	179,161	190,639	6.4%
老齢・遺族年金	160,700	171,891	7.0
障害年金	18,460	18,747	1.6
メディケア	61,064	69,683	14.2
病院保険	44,918	51,753	15.2
診療保険	16,146	17,929	11.0
合計	240,225	260,321	8.4

所得保障費は、84年度では逆に20%近い増額となっているが、これは軍人関係の所得保障(年金)が国防費から移し替えになったことによるものである。この軍人関係を除く所得保障費は1.1%増と他の予算に比べかなり低い伸びにとどまっている。

予算案に盛り込まれている主な改正点は、

① 食料切符については、給付事務の適正化を図るため、給付総額の3%を超える過剰給付を行った州に対する補助金は、当該過剰給付相当額を減額することにするほか、ワークフェア制度(扶助金に見合う役務の提供を受給者に求める制度)の実施を義務化する。

② AFDC(児童扶養家庭扶助)について、ワークフェア制度の実施を義務化するとともに、所得のある家族の世帯分離制限、同居者がいる場合、住宅・光熱費の按分等の措置を講ずる。

などとなっている。なお、法改正を要する予算削減も多く盛り込まれており、主な項

目だけでも公務員制度7億2千万ドル(約1700億円)、食料切符等3億7千万ドル(約900億円)、児童栄養等5千万ドル(約100億円)、AFDC6億5千万ドル(約1500億円)となっている。

2. イギリス—1984年度公共支出白書

1984年2月16日、84年度公共支出白書が発表された。同白書は84年度から86年度までの財政支出計画を示したもので、各年度予算案の基本となり、毎年度見直しを行うローリングプランとなっている。

同白書によれば、公共支出額の総額の伸びは84年度5%、85年度4.5%、86年度3.5%となっている。インフレ見込率は、それぞれ5%、4%、4%としており、ほぼ実質的価格を維持しただけで実質増なしとされている。これは1979年のサッチャー政権発足以来初めてのことであり、最大の政策目標であった公共支出の抑制達成への足掛りをつかんだといえよう。

また、国民総生産に占める公共支出の割合は、83年度の43%から86年度には40%とサッチャー政権発足時の水準を下回ることになる。このような厳しい公共支出の削減の中にあって、社会保障関係費は、医療・福祉、年金等とも、各年度5%以上と公共支出全体の伸びを上回る伸びとなっており、国防費とともに手厚い配慮がされている。

社会保障関係費のうち所得保障費については、

① インフレにスライドした支給額の改定をほとんど見込んでいる。

② 退職年金受給者については企業年金の普及、所得比例年金の成熟化の進行により減少するものの、受給総額は増加すると見込んでいる。

③ 失業給付について失業者の大幅な減少はなく増加すると見込んでいるほか、長

表5. 所得保障予算の内訳

(単位：100万ドル)

	84年度	85年度	対前年比
	(実績見込)	(予算案)	
社会保険	5,497	5,670	3.1%
鉄道員制度	3,860	4,057	5.1
その他	1,637	1,615	△1.3
公務員制度	[38,083]	40,017	[5.1]
一般制度	21,569	22,691	5.2
軍人制度	[16,514]	17,326	[4.9]
失業補償	20,727	20,069	△3.2
住宅扶助	10,041	10,908	8.6
食料・			
栄養扶助	17,662	17,090	△3.2
食料切符等	12,061	11,596	△3.9
児童栄養等	5,561	5,493	△1.2
その他の扶助	20,503	20,605	0.5
補足年金	8,554	9,349	9.3
AFDC(児童扶養家庭扶助)等	8,079	7,703	△4.7
燃料扶助	1,887	1,876	△0.6
その他	1,983	1,679	△15.3
合 計	95,957	114,360	19.2

(注) 1. 軍人制度は、国防費からの移替えであり、予算教書上は、84年度分については参考計上のみ。

表 6. 主要施策別計画額

(単位：百万ポンド)

	計 画 額				伸 率 (%)		
	83(暫定)	84	85	86	84	85	86
国 防	15,716	17,031	18,060	18,660	8.4	6.0	3.3
対 外 援 助	2,294	2,283	2,520	2,630	△0.5	10.4	4.4
農 林 漁 業	2,087	2,048	1,920	1,930	△1.9	△6.2	0.5
産 業 ・ 雇 用	6,080	5,609	4,700	3,660	△7.7	△16.2	△22.1
運 輸	4,560	4,372	4,690	4,690	△4.1	7.3	—
住 宅	2,760	2,496	2,610	2,680	△9.6	4.6	2.7
環 境	3,787	3,451	3,540	3,600	△8.9	2.6	1.7
司 法 ・ 警 察	4,681	4,901	5,130	5,300	4.7	4.7	3.3
教 育 ・ 科 学	13,356	13,052	13,450	13,750	△2.3	3.0	2.2
医 療 ・ 福 祉	14,688	15,421	16,250	17,060	5.0	5.4	5.0
年 金 等	35,324	37,207	39,520	41,650	5.3	6.2	5.3
そ の 他	14,995	18,432	19,690	21,090	23.3	6.5	7.1
総 計	120,328	126,353	132,080	136,680	5.0	4.5	3.5

期の失業者の増により補足給付も増加すると見込んでいる。

となっている。

また、医療については、

① NHSの病院サービスの実質増を1%見込んでいる。

② GP(ホームドクター)に関し、抑制を図る。

となっている。

なお、社会保障関係の税制改正は次のとおりである。

① 所得税の課税最低限を83年度の2,795ポンド(夫婦、約92万円)、1,785(単身、約59万円)からそれぞれ3,155ポンド(約103万円)、2,005ポンド(約66万円)に引

き上げる。

② 所得税の生命保険掛け金控除を廃止する。

③ 国民保険料付加税を廃止する。これは77年に国民保険の国庫負担に充当するために導入されたもので、国民保険料の雇用主負担に上積み(77年~82年は2%、83年は1%)されてきたものである。

3. 西ドイツ—1984年度の年金制度改正

1984年度における西ドイツの被用者関係の年金制度の改正の概要は、次のとおりである。

(1) 保険料支払義務限度額の引上げ

従来の月額5,000マルク（約44万円）から5,200マルク（約45万円）に引上げる。これにより、保険料月額の上限は限度額に保険料率（18.5%）を乗じた額即ち962マルク（約8万5千円）となる。なお、保険料は原則として労使折半であるが、限度額の10分の1（520マルク＝約4万5千円）を超えない収入しかない者については、使用者が単独で負担することになっている。

(2) 特別手当の保険料支払義務の強化

クリスマス手当、13カ月目手当、休暇追加手当、賞与等の特別手当は、当該手当支払月に賃金、俸給と合算のうえ保険料支払義務限度額の範囲内で保険料を賦課されているが、これを暦年により当該手当支払月までの保険料支払義務限度額と賃金、俸給との差額の範囲内で保険料を賦課する。この改正によれば、月額3,000マルク（約26万円）の賃金の者が2月に4,500マルク（約39万円）の特別手当を得たとすると、2カ月分の賃金の合計6,000マルク（約52万円）と2カ月分の保険料支払義務限度額10,400マルク（約90万円）との差額は4,400マルク（約38万円）であるので、特別手当のうち4,400マルク（約38万円）に対して保険料がかかることになる。

(3) 所得代替給付の保険義務の強化

疾病手当、移行手当、負傷手当又は援護疾病手当の受給者の保険料は、従来13カ月目から徴収されていたが、これを支給直後から徴収する。なお、西ドイツでは、疾病手当及び負傷手当からの保険料が原則として受給者と手当支給者との折半であるほか

は手当支給者が単独で負担することになっている。

(4) 育児休暇期間の保険加入義務の廃止

(5) 児童加給の児童手当への切替え

児童加給は、既に児童加給を受ける権利を持っていた子供がある場合を除き廃止する。これにより、児童加給を受けることができなくなる者は、住所地の所管の児童手当金庫へ児童手当の支給を申請することになる。

(6) 障害年金の支給要件の強化

障害年金の支給要件に、これまでの待期60カ月だけでなく、次のものを加える。

① 職務不能又は稼得不能になる直前に保険義務のある職業についていたこと。

② 直近の60カ月のうち少なくとも36カ月保険義務のある職業に関し保険料が支払われていたこと。

(7) 満65歳年金の待期期間の短縮

満65歳到達による老齢年金受給のための待期を従来の180カ月から60カ月に短縮する。これは従来子女の養育のため180カ月の待期を満たすことが難しかった主婦等にとって有利なものとなっている。

(8) 職業リハビリテーション時の移行手当の減額

職業リハビリテーション中に受給する移行手当を、子又は働けない配偶者を有する者について従来の基準額（おおむね直近のネット賃金）の80%から75%へ、その他の者について70%から65%に減額する。

海外社会保障関係文献目録

1983年10月～12月 社会保障研究所図書室受入分

社会保障・社会政策一般

- Aaron, Henry J.
Economic effects of social security/Henry J. Aaron. Washington, D.C.; Brookings Institution, c1982.
xii, 84 p.; ill.; 24 cm. Studies of government finance. Second series
- Alber, Jens
Vom Armenhaus zum Wohlfahrtsstaat; Analysen zur Entwicklung der Sozialversicherung in Westeuropa. Frankfurt/Main, Campus, 1982.
280p. 21cm. (Europäische Sozialwissenschaftliche Studien)
- Aldrich, Jonathan, Alan Fox, and Eduard Lopez
Purchasing power of U.S. Social Security benefits abroad, 1970-82. *Soc. Sec. Bull.*; 46 (9) Sept. 1983, p.3-9
- Bennett, Frances
Your social security; know your rights; the questions and the answers. Harmondsworth, Penguin Books, c1982.
363 p. 19 cm.
- Cates, Jerry R. 1946 -
Insuring inequality; administrative leadership in social security, 1935-54/Jerry R. Cates. Ann Arbor; University of Michigan Press, c1983.
190 p.; 24 cm.
- Deleeck, H.
Les cotisations à la sécurité sociale et leurs conséquences sur la distribution des charges sociales et sur l'emploi. *Rev. belge de Séc. soc.* 15 (2) fév. 1983, p.302-19.
- Doury, Jean
Sécurité sociale; sortir de l'impasse/Jean Doury. Paris; Economica, 1983.
234 p.; 24 cm.
- Dumont, Jean-Pierre
La Sécurité sociale dans le monde. *Rev. franç. des Affaires soc.* 37 (3) juil-sept. 1983, p. 49-67.
- Euzeby, A.
L'impact de l'emploi de diverses modalités alternatives de financement de la sécurité sociale. Réflexions à partir du cas français. *Rev. belge de Séc. soc.* 25 (4-5) avril-mai 1983, p.657-79.
- Evaluating the welfare state; social and political perspectives/edited by Shimon E. Spiro, Ephraim Yuchtman Year. New York; Academic Press, 1983. xv, 424 p.; ill.; 24 cm.
"Outgrowth of an international and interdisciplinary conference on policy evaluation held at Tel Aviv University in December 1980, under the auspices of the Pinhas Sapir Center for Development" --Pref.
- Evans, Owen
Social security and household saving in the United States; a re-examination. *Staff Papers* 30 (3) Sept. 1983, p.601-18.
- Evolution de la sécurité sociale des travailleurs salariés en Belgique durant l'année 1982. *Rev. belge de Séc. soc.* 25 (4-5) avril-mai 1983, p. 680-710.
- Glennerster, Howard ed.
The future of the welfare state; remaking social policy. London, Heinemann, c1983. 234p. 22cm.
- Gollot, Annie Paule
The Social Security Centre for Migrant Workers. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 36 (3) 1983, p.348-54.
- Gough, Ian
The crisis of the British welfare state. *Internat. J. of Health Services* 13 (3) 1983, p.459-77.
- Harris, Neville
The reform of the Supplementary Benefit appeals system. *The J. of Soc. Welfare Law* July 1983, p.212-227.
- Hawkins, Sue C.
SSI; trends in State supplementation, 1979-81. *Soc. Sec. Bull.* 46 (6) June 1983, p.3-8.
- ILO
Sécurité sociale; quelle méthode de financement?; une analyse internationale. Genève, 1983.
x, 149 p. 24cm.
- Janowitz, Morris
National service and the welfare-warfare state. *Soc. Serv. Rev.* 57 (4) Dec. 1983, p.525-44.
- Judge, Ken Jillian Smith and Peter Taylor-Gooby
Public opinion and the privatization of welfare; some theoretical implications. *J. of Soc. Pol.* 12 (4) Oct. 1983, p.469-90.

- Matzner, Egon
Der Wohlfahrtsstaat von morgen; entwurf eines zeitgemässen Modells staatlicher Interventionen. Frankfurt/Main, Campus, 1982, 408p. 21cm. (Schriften des Wissenschaftszentrums Berlin)
- Mouly, Jean
The economic productivity of social programmes. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 36 (3) 1983, p.327-334.
- Pike, Maureen
A simulation of the impact of introducing equality for males and females into social security. *Economica* 50 (199) Aug. 1983, p.351-60.
- Prétot, Xavier
L'incompétence de la juridiction administrative à connaître des conventions conclues par les organismes de Sécurité sociale. *Droit soc.* (11) nov. 1983, p.645-49.
- Rein, Martin
From policy to practice. London, Macmillan Press, 1983. xv, 256p. 24cm.
- Soziologie und Sozialpolitik Bd.2: Staatliche Sozialpolitik und Familie, hrsg. von Franz-Xaver Kaufman. München, Oldenbourg, 1982. xi, 348p. 23cm.
- Steck, Philippe
Prestations familiales: une plus-value en gestion des droits. *Droit soc.* (11) nov. 1983, p.650-58.
- Studies in social policy and welfare 19.
Health and welfare states of Britain: an inter-country comparison, ed. by Arthur Williamson and Graham Room. London, Heinemann Ed. 1983. x, 245p. 23cm.
- Svahn, John A. and Mary Ross
Social Security Amendments of 1983; legislative history and summary of provisions. *Soc. Sec. Bull.* 46 (7) July 1983, p.3-48.
- Thompson, Lawrence H.
The Social Security reform debate. *J. of Econ. Lit.* 21 (4) Dec. 1983, p.1425-67.
- Watson, David
Making reality intelligible: the relation between philosophical analysis and the study of social policies. *J. of Soc. Pol.* 12 (4) Oct. 1983, p.491-514.
- Williamson, Samuel H. and Warren L. Jones
Computing the impact of social security using the life cycle consumption function. *The Amer. Econ. Rev.* 73 (5) Dec. 1983, p. 1036-52.
- The year book of social policy in Britain 1982: thought, rhetoric and reality, ed. by Catherine Jones and June Stevenson. London, Routledge & K. Paul, 1983. 357p. 24cm.
- ### 社会保険
- Adamache, Killard W.
Competition between non-profit and for-profit health insurers. *J. of Health Econ.* 2 (3) Dec. 1983, p.225-43.
- Burdett, Kenneth & Bryce Hool
Layoffs, wages and unemployment insurance. *J. of Pub. Econ.* 21 (3) Aug. 1983, p.325-57.
- Butler, Richard J. and John D. Worrall
Workers' compensation: benefit and injury claims rates in the seventies. *The Rev. of Econ. and Statist.* 65 (4) Nov. 1983, p.580-89.
- Carter, Gene
Private pensions: 1982 legislation. *Soc. Sec. Bull.* 46 (8) Aug. 1983, p.3-8.
- Chin, Lim
Employment insurance and competitive equilibrium labour contracts. *Economica* 50 (199) Aug. 1983, p.337-49.
- Dunn, A. T. and P. D. R. B. Hoffman
Distribution of wealth in the United Kingdom: effect of including pension rights and analysis by age-group. *The Rev. of Income and Wealth* 29 (3) Sept. 1983, p.243-82.
- Frank, Lothar
The provision of information to migrant workers under the pension insurance system of the Federal Republic of Germany. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 36 (3) 1983, p.355-63.
- Kalinowski, Ireneusz
The Polish workers' pensions scheme after the 1982 reform. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 36 (3) 1983, p.335-47.
- Lim, Chin
Employment insurance and competitive equilibrium labour contracts. *Economica* 50 (199) Aug. 1983, p.337-49.
- Marquis, M. Susan
Consumers' Knowledge about their health insurance coverage. *Health Care Financing Rev.* 5 (1) Fall 1983, p.65-80.
- Müller, Heinz & Wilfried Burkhardt
"Die 3-Generationen-Solidarität in der Rentenversicherung und ihre Konsequenzen" –Eine Replik zu dem Beitrag von Roland Tichy in Heft 6/83. *Soz. Fortschritt* 32 (10) Okt. 1983, p.220-22.

Schmähl, Winfried

Geburtenentwicklung, Altersgrenze und Beitragssätze in der Rentenversicherung; Einige quantitative Zusammenhänge für die Bundesrepublik Deutschland. *Soz. Fortschritt* 32 (10) Okt. 1983, p.217-20.

Topel, Robert H.

On layoffs and unemployment insurance. *The Amer. Econ. Rev.* 73 (4) Sep. 1983, p.541-59.

Wartonick, Daniel and Michael Packard

Slowing down pension indexing: the foreign experience. *Soc. Sec. Bull.* 46 (6) June 1983, p.9-15.

Whinston, Michael D.

Moral hazard, adverse selection, and the optimal provision of social insurance. *J. of Public Economics* 22 (1) Oct. 1983, p.49-71.

社会福祉

Abramovitz, Mimi

Everyone is on welfare: 'The Role of Redistribution in Social Policy' revisited. *Soc. Work* 28 (6) Nov.-Dec. 1983, p.440-45.

Berlin, Sharon B. and Linda E. Jones

Life after welfare: AFDC termination among long-term recipients. *Soc. Service Rev.* 57 (3) Sept. 1983, p.378-402.

Freeman, John, Glenn R. Carroll & Michael T. Hannan.

The liability of newness: age dependence in organizational death rates. *Amer. Socio. Rev.* 48 (5) Oct. 1983, p.692-710.

Ginsberg, Leon H.

The practice of social work in public welfare/ Leon H. Ginsberg. New York: Free Press; London: Collier Macmillan, c1983. xiii, 226 p.; 24 cm. Fields of practice series

Glennerster, Howard

Planning for priority groups, by H. Glennerster with Nancy Korman and Francis Marslen-Wilson. Oxford, M. Robertson, 1983. vii, 224p. 23cm.

Goodwin, Leonard, 1929-

Causes and cures of welfare: new evidence on the social psychology of the poor/Leonard Goodwin. Lexington, Mass.: Lexington Books, c1983, xviii, 199 p.; 24cm.

Gratton, Brian

Social workers and old age pensions. *Soc. Service Rev.* 57 (3) Sept. 1983, p.403-415.

Hallett, Christine

The personal social services in local government/ Christine Hallett. London; Boston: Allen & Unwin, 1982. 125 p.; 23cm. Studies in the personal social services; no.6

Holland, Thomas P. and Martha A. Cook

Organizations and values in human services. *Soc. Sovv. Rev.* 57 (1) March 1983, p.59-77.

Jones, Chris

State social work and the working class. London, Macmillan Press, 1983. xiv, 172p. 23cm. (Critical texts in social work and the welfare state)

Jones, Colin, 1947-

Charity and bienfaisance: the treatment of the poor in the Montpellier region, 1740-1815/ Colin Jones. Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1982. xv, 317 p.; ill.; 24cm.

Kammerman, Sheila B.

The new mixed economy of welfare: public and private. *Social Work* 28 (1) Jan.-Feb. 1983, p.5-10.

Leigh, Andrew

Analysing management training needs in British social work. *Soc. Pol. & Admin.* 17 (3) Autumn 1983, p.249-59.

Mishan, E. J.

Economic efficiency and social welfare: selected essays on fundamental aspects of the economic theory of social welfare. London, G. Allen & Unwin, 1981. 280 p. 25cm.

Oliver, Michael

Social work with disabled people. London, Macmillan Press, c1983. vii, 153 p. 23cm. (Practical social work)

Patti, Rino J.

Social welfare administration: managing social programs in a developmental context/Rino J. Patti. Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, c1983. xiii, 258p.; 24cm. Prentice-Hall series in social work practice

Polansky, Norman A., Paul W. Ammons & Barbara L. Weathersby

Is there an American standard of child care? *Soc. Work* 28 (5) Sept.-Oct. 1983, p.341-346.

Reamer, Frederic G.

Social services in a conservative era. *Soc. Casework* 64 (8) Oct. 1983, p.451-458.

Roberts, Russell D.

A positive model of private charity and public transfers. *J. of Political Econ.* 92 (1) Feb. 1984, p.136-48.

Springer, Merle E. and Murray A. Newman

Improving productivity in child welfare programs *Child Welfare* 62 (5) Sept.-Oct. 1983, p.409-420.

- SSRC/DHSS Studies in deprivation and disadvantage 9: Policies, programmes and disadvantage; a review of literature, by Roger Fuller and Olive Stevenson. London, Heinemann Ed., 1983. viii, 232p. 22cm.
- Strosberg, Martin A. & Joseph S. Wholey
Evaluability assessment: from theory to practice in the Department of Health and Human Services. *Pub. Admin. Rev.* 43 (1) Jan./Feb. 1983, p.66-71.
- Villeval, Marie-Claire
Politique sociale et emploi des personnes handicapées. *Rev. franç. des Affaires soc.* 37 (3) juill.-Sept. 1983, p.7-32.
- Weinberg, Nancy
Social equity and the physically disabled. *Soc. Work* 28 (5) Sept.-Oct. 1983, p.365-369.
- 高齡者問題**
- Age Discrimination in Employment Act (ADEA): a symposium on legal and practical considerations for attorneys and personnel practitioners. *Aging and Work* 5 (4) 1982, 342p.
- Aging in society: selected reviews of recent research/edited by Matilda white Riley, Beth B. Hess, Kathleen Bond; with a foreword by Robert N. Butler. Hillsdale, N.J.: L. Erlbaum Associates, 1983, xii, 276p. 24cm.
- Branch, Laurence G. and Paul R. Branch
Service and non-service expenditures in a state aging program. *The Gerontologist* 23 (5) Oct. 1983, p.479-85.
- Cohen, Ruth G.
Team service to the elderly. *Soc. Casework* 64 (9) Nov. 1983, p.555-60.
- Garbacz, Christopher ed.
Economic resources for the elderly: prospects for the future. Boulder, Colo., Westview Press, 1983. xix, 256p. 23cm.
- Nelson, Gary M.
Tax expenditures for the elderly. *The Gerontologist* 23 (5) Oct. 1983, p.471-78.
- Ogawa, Naohiro and Daniel B. Suits
Retirement policy and Japanese workers: some results of an opinion survey. *Internat. Labour Rev.* 122 (6) Nov.-Dec. 1983, p.733-46.
- Older women: issues and prospects/
edited by Elizabeth W. Markson. Lexington, Mass.: Lexington Books, c1983. ix, 351p.; 24cm.
- Pampel, Fred C. and Jane A. Weiss
Economic development, pension policies, and the labor force participation of aged males: a cross-national, longitudinal approach. *American J. of Sociology* 89 (2) Sept. 1983, p.350-72.
- Rice, Dorothy P.
Long-term care of the elderly and disabled. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 36 (3) 1983, p.299-326.
- Russell, James
Living alone in Northern Ireland. *Soc. Poli. & Admin.* 17 (1) Spring 1983, p.17-31.
- 家族**
- Anderson, Stephen A. ed.
Perceived marital quality and family lifecycle categories: a further analysis. *J. of Marriage and the Family* 45 (1) Feb. 1983, p.127-139.
- Burr, Wesley R. and Geoffrey K. Leigh
Famology: a new discipline. *J. of Marriage and the Family*. 45 (3) Aug. 1983, p.467-480.
- DiGiulio, Joan Ferry
Funding and the change process in family service agencies. *Soc. Casework* 64 (8) Oct. 1983, p.466-472.
- Hanson, Sandra L.
A family life-cycle approach to the socioeconomic attainment of working women. *J. of Marriage and the Family* 45 (2) May 1983, p.323-338.
- Kahn, Alfred J. and Sheila B. Kamenman.
Income maintenance, wages, and family income. *Public Welfare* 41 (4) fall 1983, p.23-30.
- Kamenman, Sheila B. and Alfred J. Kahn
Income transfers and mother-only families in eight countries. *Soc. Service Rev.* 57 (3) Sept. 1983, p.448-464.
- King, Mervyn A.
Welfare analysis of tax reforms using household data. *J. of Pub. Econ.* 21 (2) July 1983, p.183-214.
- Norton, Arthur J.
Family life cycle: 1980. *J. of Marriage and the Family* 45 (2) May 1983, p.267-275.
- Rettig, Kathryn D. and Margaret M. Bubolz.
Perceptual indicators of family wellbeing. *Soc. Indicators Res.* 12 (4) May 1983, p.417-38.
- SSRC/DHSS Studies in deprivation and disadvantage 8: Families at risk, ed. by Nicola Madge. London, Heinemann Ed., 1983, viii, 227p. 22cm.
- Sussman, Marvin B.
1981 Burgess address law and legal system: the family connection. *J. of Marriage and the Family* 45 (1) Feb. 1983, p.9-21.
- Zimmerman, Shirley L.
Public policies and family outcomes: empirical evidence or ideology? *Soc. Casework* 64 (3) March 1983, p.138-146.

- Zimmerman, Shirley L.
The reconstructed welfare state and the fate of family policy. *Soc. Casework* 64 (8) Oct. 1983, p.459-465.
- 保健・医療**
- Atherley, Gordon
Human rights versus occupational medicine. *In ternat. J. of Health Services* 13 (2) 1983, p. 265-75.
- Coburn, David, George M. Torrance and Joseph M. Kaufert
Medical dominance in Canada in historical perspective: the rise and fall of medicine? *Internat. J. of Health Services* 13 (3) 1983. p.407-32.
- Culyer, A. J. ed.
Health indicators: an international study for the European Science Foundation. Oxford, M. Robertson, 1983, xii, 223p. 24cm.
- The Economics of health in developing countries/edited by Kenneth Lee and Anne Mills. Oxford [Oxfordshire]New York: Oxford University Press, 1983. xii, 245p. 25cm. Oxford medical Publications.
- Franz, Lori S. and Terry R. Rakes
A chance-constrained multiobjective model for mental health services planning. *Socio-Econ. Plan. Sci.* 18 (2) 1984, p.89-95.
- Gibson, Robert M., Daniel R. Waldo, and Katharine R. Levit.
National health expenditures, 1982. *Health Care Financing Rev.* 5 (1) Fall 1983, p.1-31.
- Gt. Brit. Health and Social Security, Dept. of Prevention and health. by the DHSS, Dept. of Education and Science, Scottish Off., & Welsh Off. London, (1978). vi, 84p. 25cm.
- Grupp, Rudolf
Weitere Entlastung angestrebt. (Konzertierte Aktion im Gesundheitswesen). *Bundesarbeitsblatt* (5) Mai 1983, p.5-11.
- Hannan, Edward L., Linda K. Ryan and Richard E. Van Orden
A cost benefit analysis of prior approvals for medicaid services in New York State. *Socio-Econ. Plan. Sci.* 18 (1) 1984, p.45-51.
- Inequalities in health: the Black report.
Douglas Black (chairman) et al. Ed. by Peter Townsend and Nick Davidson. Harmondsworth, Penguin Books, 1982. 240p. 20cm. (Pelican books)
- Lefelmann, Gerd & Günter Borchert
Bevölkerungsentwicklung und Krankheitskosten. *Soz. Fortschritt* 32 (8) Aug. 1983, p.173-75.
- Leroy, Xavier
L'accès aux soins médicaux: analyse regionale del 'offre et de la consommation/Elaboration d'une politique visant à leur adéquation. *Revue belge de Séc. soc.* 25 (1) jan. 1983, p.3-180.
- Ludbrook, Anne and Alan Maynard
The regional allocation of health care resurces in the U. K. and France. *Soc. Pol. & Admin.* 17 (3) Autumm 1983, p.232-48.
- Manser, Marilyn E. & Elisabeth A. Fineman
The impact of the NHSC on the utilization of physician services and on health status in rural areas. *The J. of Human Resources* 18 (4) fall 1983, p.521-38.
- Margolis, Stephen E.
The pricing of physicians services. *The J. of Human Resources* 18 (4) fall 1983, p.592-608.
- Navarro, Vicente
The determinants of social policy. A case study: regulating health and safety at the workplace in Sweden. *Internat. J. of Health Services* 13 (4) 1983, p.517-61.
- Price, James R., James W. Mays and Gordon R. Trapnell
Stability in the Federal Employees Health Benefits Program. *J. of Health Economics* 2 (3) Dec. 1983, p.207-23.
- Report of the Committee of Enquiry into Mental Handicap Nursing and Care. Chairman: Peggy Jay. London, HMSO, (1979). 2v. (xvi, 184, xviii, 167, 48, 11, 3p.) 24cm.
- Schwefel, Detlef
Arbeitslosigkeit und Gesundheit: ein euripäisches (Forschungs-) Problem. *Soz. Fortschritt* 32 (8) Aug. 1983, p.169-73.
- 雇用と失業**
- Bradshaw, Jonathan, Kenneth Cooke and Christine Godfrey.
The impact of unemployment on the living standards of families. *J. of Soc. Pol.* 12 (4) Oct. 1983, p.433-52.
- Burris, Beverly H.
The human effects of underemployment. *Soc. Problems* 31 (1) Oct. 1983, p.96-110.
- Klein, Deborah Pisetzner
Trends in employment and unemployment in families. *Mthly. Lab Rev.* 106 (12) Dec. 1983, p.21-25.

Minford, Patrick

Unemployment: cause and cure/Patrick Minford, with David Davies, Michael Peel and Alison Sprague. Oxford: M. Robertson, 1983. viii, 262p.: ill.; 24cm.

Moen, Phyllis

Unemployment, public policy, and families: Forecasts for the 1980s. *J. of Marriage and the Family* 45 (4) Nov. 1983, p.751-60.

Munnell, Alicia Haydock

The economics of private pensions/Alicia H. Munnell. Washington, D.C.: Brookings Institution, c1982. xiii, 240 p.: 24cm. Studies in social economics

Les Réformes-VII-: la loi du 4 août 1982 relative aux libertés des travailleurs dans l'entreprise, par Nicole Catala et al. *Droit Social* (9-10) sept.-oct. 1983, p.509-95.

Waldman, Elizabeth

Labor force statistics from a family perspective. *Mthly. Lab. Rev.* 106 (12) Dec. 1983, p.16-20.

Werneke, Diane

Microelectronics and office jobs: the impact of the chip on women's employment. Geneva, ILO, 1983. 102p. 24cm. (A WEP study)